

文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和6年8月7日（水曜日）

開会 午前9時58分

閉会 午後4時29分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席）	委員長	溝手宣良	副委員長	山名正晃
	委員	小野耕作	委員	仁熊進
	〃	萱野哲也	〃	村木理英
	〃	頓宮美津子		

（欠席） なし

（その他出席者） なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主幹	岩佐知美		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
総合政策部長	梅田政徳	政策調整課長	林啓二
総務部長	内田和弘	財政課長	岡真里
文化スポーツ部長	林直方	スポーツ振興課長	高谷正樹
生涯学習課長	小原純	保健福祉部長	横田優子
健康医療課長	白神洋	健康医療課主幹	今若睦也
教育長	久山延司	教育部長	江口真弓
教育部参事	田中よし子	教育総務課長	藤原直樹
教育総務課主幹	高谷直樹	教育総務課主幹	佐藤亘俊
部活動地域移行推進室長	矢吹慎一	学校教育課長	村山俊
こども夢づくり課長	大西隆之		

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

- （1）そうじゃ吉備路マラソンについて（議会事務事業評価）
- （2）登下校時における安全管理と通学見守りについて
- （3）小・中学校のトイレ環境について
- （4）いじめに関する対応について

報告事項

- （1）病院施設整備補助事業について（長野病院，薬師寺慈恵病院）
- （2）中学校・義務教育学校後期課程 情緒障がい通級指導教室について
- （3）令和8年度からの中央保育所の運営等について

7 議事経過の概要
別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前9時58分

○委員長（溝手宣良君） ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、調査事項の(1)、そうじゃ吉備路マラソンについて、議会事務事業評価ですが、このことについての調査に入ります。

この際、私より申し上げます。

この調査事項は、議会事務事業評価を行うものであり、私より、まずその流れについて説明をいたします。

本日、当局から提出された資料については、先日の議員間の協議を基に作成をいただいたものがありますので、本日はまず資料についての説明をいただき、併せて質疑を行います。その後の流れについては、休憩を取って協議をさせていただきますが、次回委員会までに各自で議会事務事業評価シートを記入いただき、次回の委員会で自由討議を行うように考えています。

では、当局の説明をお願いします。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） それでは、お手元の資料1ページ、調査事項(1)、そうじゃ吉備路マラソンについてを御説明いたします。

まず、事業概要ですが、さきの6月10日月曜日に第1回そうじゃ吉備路マラソン実行委員会で確認された2025大会の概要を御説明いたします。

大会規模や種目につきましては、前回大会と同規模、同種目での開催を決定いたしました。変更点としましては、800mの種目名を「ユニバーサルラン」とさせていただきました。

また、スポーツ少年団等からの御要望もございまして、3kmの種目に小学校4年生から6年生の区分を復活することといたしました。岡山陸上競技協会との競技の結果、安全面に十分配慮した運営とすること、エントリー人数によっては学年別等のスタートを実施することを条件に合意をいただくことができました。

スタート時間につきましては、最も早いスタートとなる10kmにつきましては、前回より1時間早い午前9時のスタートになります。前回、前々回におきましては、岡山県立大学の入試と日程が重なったためにスタート時刻を1時間繰り下げておりましたが、次回大会は従来のスタート時刻に戻し開催する予定です。

参加料につきましては、前回大会と同額に据え置くこととなりました。

次に、2の開催コンセプトでございまして、大会は出場資格として自力で走れる能力のある健康な全ての人としておりまして、市民の健康の保持増進、それから体力の向上を図ることを行いつつ、全国から参加者を募集することにより、吉備路を含めた総社市のPRと地域の活性化を図ることを目的といたしております。

そうじゃ吉備路マラソンは、吉備路を走りたいと思うランナーの方だけではなく、総社市民の方もボランティアや沿道の応援など、様々な形で参加することができます。この大きなイベントに参加することで、新たな人と人のつながりが生まれ、市民が一体となれる契機となることを期待しております。

前夜祭は、ターゲットを、参加対象ですね、市民、参加ランナー、ボランティア、スポンサーの方々としており、大会を成功に導くため、関係者の方々にお集まりいただき、大会テーマ曲の演奏なども実施させていただきながら大会への機運を高めることを目的としております。

すみません、資料は次のページです。

加えまして、仙台市、下関市からの招待選手の紹介などをさせていただいたり、激励の場とさせていただくことで交流を深めることにつながることを期待しております。

また、ゲストランナーによるフリートークから、コンディション調整であったり、大会への取り組み方などを学べる場としております。

続きまして、募集人数の算出根拠につきましては、スタート地点から総社警察署北交差点付近までの整列に伴う最大ランナー数と2019大会までの各種目の参加者数を考慮いたしまして、募集人員を設定しております。

コロナ禍明け直前に実施しました2023大会におきましては、スタート地点に並ぶ1人当たりを1.5m角の正方形に1人の2.25㎡程度を確保することが望ましいとされて、コロナ対策として日本陸上競技連盟から示されていたこと、それから近隣の大会の実情を参考にさせていただいて1.5㎡程度を確保することとしていまして、現在のスタート地点とさせていただきました。

2024大会では、コロナ禍明けとなりましたため、待機場所をやや小さくした上で2023大会での状況やランナー評価等を参考に、安全面に配慮して1人当たり1㎡程度を確保する想定といたしました。

また、フルマラソンとハーフマラソンは同時スタートのため、合わせて4,000人の倍数になるように募集人数を定めました。

なお、募集人数につきましては、警察に了承をいただいております。

2025大会でも、2024大会を踏襲しております。

続きまして、次のページ、これまでの成果等でございますが、決算額、エントリー数等の概要は資料のとおりでございます。

特別な事項としましては、2018大会で市負担金の額が大きくなっておりますが、こちらは10回記念大会としてボランティアウェアのブルゾンの作成や公認コースとなっているハーフマラソンと10kmのコースの公認更新が5年置きに必要なことが主な要因です。2023大会では、同様に5年置きとなります公認コースに要する額を市に負担いただいております。

2024大会では、市負担金について1,000万円の増額となっておりますのは、物価や人件費の高騰に対応するためでございます。

エントリー数でございますが、2024大会では、エントリー数は全7種目で1万2,015人ございました。2023大会も実施したフルマラソン、ハーフマラソン、10kmでは、合わせますと約300人参加者は増えましたものの、5年ぶりに復活した種目のうち5km、3kmは低調な結果となりました。

ランナーの満足度の指標といたしましては、国内最大級のランナーサイトのRUNNETの点数を記載しております。2024大会では、76.9点の過去2番目となる評価をいただくことができました。特に総社市内の店舗の食材や地元産の食材を提供させていただいた給水所での給食、それから沿道地域住民からの演奏つきの応援に高評価をいただくことができました。

経済波及効果を算出し始めましたのが2017大会からでございますが、2024大会では、事業費、交通費などの直接効果が約2億7,000万円、その直接効果に伴う波及効果額が約2億5,000万円となりまして、合わせて約5億2,000万円の経済波及効果となりました。2023大会は、一部種目での再開となりましたから算出を見送っております。

ボランティア数は、増加傾向にございまして、2024大会では新たに1企業、6大学が団体ボランティアとして参加していただきまして、2,611名のボランティアの方々が従事してくださいました。特に大学生ボランティアの参加者が277人と、2023大会の134人と比較すると大幅に増加いたしました。逆に職員のボランティア参加数は、2023大会以降におきましては減少傾向となっております。

続きまして、資料の5ページになりますが、2024大会からはランナーに提供する給食に市内店舗等からのオリジナル給食やセロリの漬物など、御当地の特産品を採用いたしておりまして、市の食の魅力発信を行っております。この取組は、先ほども申し上げましたが、ランナーに高評価をいただきまして、2025大会では5km以下の距離の種目におきましてもフィニッシュ後にマルシェエイド、給水所を設置することでさらなる充実を図り、より一層の発信に努めてまいりたいと考えております。

また、住民の高齢化やコロナ禍などの影響によりまして、特に町内会や地域のつながりの希薄化が進んでいるようにも見受けられます。大学生によって組織する委員会を設立し、企画段階から参加いただくことで、給水所や応援スポットでの魅力を高め、大会を通じて幅広い年代で連携が深まるきっかけとなるよう大会の仕組み化を進めてまいります。

続きまして、資料7ページになります。

大会の開催時期についてでございますが、主管であります岡山陸上競技協会との協議及び現在行われているほかの大会との調整の下、最終決定を行うこととなります。2月第4週目は、岡山県立大学の入試日程と重なる場合も生じますが、現時点では2月はほかの大会とのすみ分けが既にできしており、変更するためには岡山陸上競技協会やほかの大会との協議、合意が必要不可欠となっております。昨年度、それからその5年ほど前にも岡山陸上競技協会とも協議を行っておりますが、変更には至りませんでした。

続きまして、スポンサーの募集方法ですが、次のページです、協賛プランを大会ホームページや

SNSなどで公表させていただいております。御興味がある企業からお声がけいただいて、新たなスポンサーとして加わっていただいております。

最後に、資料では9ページになりますが、山陽新聞との共同開催についてでございます。

(1) そうじゃ吉備路マラソンの歴史のとおり、吉備路マラソンは山陽新聞社が始められております。総社市としましては、1994年から共同開催として大会に携わっておりました。その後、中止を挟み事業を引き継ぐ形で、2009年より現在の大会名であるそうじゃ吉備路マラソンとして共同開催による実施といたしております。

また、大会のロゴも吉備路マラソンの部分は山陽新聞社主催当時のものをそのまま使用しております。

以上で、調査事項(1)、そうじゃ吉備路マラソンについての説明を終わります。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。

この中で市の調査でということで、大会の事業費の約4.5倍の5億2,000万円、要は経済波及効果があったということで今説明いただいたんですけども、その中身の詳細をもう少し詳しくお知らせしていただけますか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 仁熊委員の御質問、波及効果の詳細ということでお答えさせていただきます。

波及効果ですけれども、平成23年の岡山県産業関連表（後刻「岡山県産業連関表」と訂正あり）というものをういて算出させていただいておるところですけれども、事業費はそうじゃ吉備路マラソンに直接支払った額で1億円余りになります。交通費は、県内ランナー、県外ランナー全部ひくくめるための交通費を想定するものになります。それから、県外ランナー、中四国地方、近畿地方の方々においては前泊のみ、それからそれ以外の遠方の方々には前泊、後泊を想定した宿泊費を算出しております。それから、県内からの同伴者の方々という者も県内のランナーと基本的には同様な行動を取られる。飲食、観光といったあたりも含めて求める形になっております。それから、観光費、ボランティアの方とか沿道の応援の方々もそういった飲食、観光といったところを、交通費もそうですね、そういったところも……。

○委員長（溝手宣良君） すみません、もう少し大きな声でお願いします。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君）（続） 失礼しました。

そういったところも含めて盛り込んでおるものが直接効果となります。それによって連動するものが波及効果というふうになってまいりますので、直接効果を足し上げたものが約2億7,000万円で、その波及効果を算出したものが約2億5,000万円となりまして、合わせますと約5億2,000万円

という形になったものでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございました。中身の内容は今の話で分かるんですけども、これ総社市へ落ちたお金じゃないですね。5億2,000万円というのは、一般に言う大会全体での波及効果であって、経済効果であって、これは市に、例えば宿泊費にしても今の話では市へ落ちたお金が幾らなのか、観光にしたって、はっきり言って、総社市でお金が取れるところってほとんどないわけなんで、これに関してその統計は取られてないということですか。今言う市に対しての波及効果というのは分からないということでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 仁熊委員からの再度の御質問、総社市への効果というものについてお尋ねいただきました。

そうじゃ吉備路マラソンにつきましては、そうじゃまる得！サービスという形で賛同をいただいた事業所において、チラシを提示すると割引であったり追加であったりといったサービスを御提供いただいております。そのそうじゃまる得！サービスの結果ですけども、令和5年度、前回にかけてこれを申し上げますと、2019大会のときには約150万円の利用額として集計が上がっておりました。2023大会においては260万円余りの利用額となっております。2024大会におきましては約400万円の利用をいただいている状況にございますので、そのほか細かいそうじゃまる得！サービス以外のものについては、これといった資料は持ち合わせておりませんが、そうじゃまる得！サービスはこういった形で金額のほうを把握いたしておるところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。

再度お伺いします。これほんなら2024年度については、市のほうで把握しているそうじゃまる得！サービスの400万円しか実際というか、実質の経済効果というのは把握していないということでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 改めての仁熊委員からの御質問にお答えさせていただきます。

そうじゃまる得！サービス以外に指標、数値的なものはないのかという御質問ですが、口頭で聞き取りといったあたりでの情報でございますれば、例えば地元産のオリジナル給食を出させていただいた店舗からの聞き取りになりますけれども、大会前後1週間、2週間で売上げが1.5倍から2倍といった効果が出ていたと耳にいたしておりますが、その後、追跡調査まではできておりません。ですので、こういった数字でお出しできないものはあるんですけども、経済効果は一定程度

あるのかなというふうには認識しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。

私、質問したのは、市民はこの5.2億円というのを見てすごい効果だなと、本当にこんな効果がどこにあるんだという質問を多くいただくんですよ。その中で、今言われたように、実際に把握している数字というのは400万円と、それから当然宿泊費とか、市中、市内でのほかのところで飲食とか交通費があるかも分かりませんが、ある意味僕から言わせたらそれだけかなという思いがあります。

5億2,000万円、出していただくのはいいんだけど、本当に市民に分かりやすいというか、市民に効果が分かるような形で出さなければ、これもう言うだけで、絵に描いた餅になって、市民は全くこれ信じてないというか、どこに落ちたんだということになるんで、そこら辺を当局としてはどのようにお考えですか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

少し先ほどの答弁の補足ということになりますけれども、経済波及効果、波及効果ということで5.2億円ということにさせていただいております。

まず、先ほど申し上げました直接効果という中で約2億7,000万円というふうに申し上げましたが、まず一つは事業費としてそうじゃ吉備路マラソンをする自体の事業費として上げているのが1億1,400万円ぐらいはマラソンの事業費としてかかりましたよと。それは、当然市内とかでこちらが買うものとかがあるので、それを買いましたと。そして、交通費なんですけれども、それはどこから来られましたか、例えば市内で動いたか、それとも県外から来たかというのをかくかく交通費を計算して出したものが交通費として、それが3,500万円で、あと宿泊費なんですけれども、これは1泊を1万2,000円といたしまして、それも各居住地に合わせてどれぐらいな、後泊、前泊は要るかということも考えながら計算したものが宿泊費でございまして、これが1,900万円で、飲食費なんですけれども、1食1,000円というふうに計算しております。それを日帰りの方、これ距離によりまして、日帰りの方、そして宿泊者に分けて算出しておるものが約9,100万円、そして観光費なんですけれども、ランナーと同伴の方、約2万人いたかなということで、その方たちが1人当たり3,500円ぐらい使ったということで、1億500万円ということで算出しております。その中の飲食費の中に、先ほど課長が説明しましたそうじゃまる得！サービスの約400万円を加えて全部で、まず直接効果として2億7,000万円、それに波及効果ということで、これ県が出している産業関連表（後刻「産業関連表」と訂正あり）ってあるんですけども、それにバイアスを掛けたもので、それが波及効果だと。合わせて5.2億円ということで説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） 部長が言われたとおりに、詳しく言われるのはよく分かりますが、市民は5億2,000万円がはっきり言って全て直接効果のように受け取ります。これ、公表するときに公表の仕方も考えていかなければいけないのかなという思いもあります。そういう意味では、誤解を与えないような公表の仕方をしていただければなと感じてます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

ありがとうございます。我々もせっかく5億2,000万円の効果があるということであるので、それをしっかりどうしてこういう効果があるのかというのを説明を丁寧にしていくように心がけたいと思います。どうもありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君） すみません、先ほどから言葉に出てくる御発言、多分岡山県産業関連表っておっしゃってると思うんですけど、連関表ですよ。

○文化スポーツ部長（林 直方君）（続） ごめんなさい、失礼しました。

○委員長（溝手宣良君） ですよ。承知しました。その確認でした。すみません。

他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） 一つずつお尋ねしたいと思います。

まず、そうじゃ吉備路マラソンの意味なんですけども、先ほど冒頭でお話がありましたけども、吉備路のアピールと、そして活性化ということでありました。吉備路のアピール、何をアピールして、何のためにアピールするのか。それと、活性化と言われましたけども、何を活性するか。まず、その2点からお答えください。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 村木委員からの御質問にお答えいたします。

まず、PR、アピールの点でございます。

そうじゃ吉備路マラソンのホームページであったり、SNSでの市の情報発信、それから公式プログラム等々への名所の記載といったところをさせていただいていること、それからふるさと納税の返礼品としてそうじゃ吉備路マラソンの参加券を盛り込ませていただいているところ、それから史跡、名所の掲載なんかをさせていただいておるところでございます。それから、今後PR動画なんかの配信をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

それから、活性化、地元の食材と地元産の飲食物の提供をさせていただいてオリジナル給食といったところで地元産物を活用させていただくことで産業の活性化に努めさせていただいている側面がございます。

それから、大きなイベントに皆さんが団結して参加していただけることが、一体となれる契機と

なるように期待しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私がお尋ねしたアピールという、吉備路をアピールする、なぜアピールするんですかということ、何をアピールして、それはなぜアピールするんですかと。

だから、例えばお話ありましたけど、そうじゃ吉備路マラソンに参加していただく、吉備路をアピールする、その結果、ふるさと納税に返ってくるであるとか、あるいはそうじゃ吉備路マラソンをアピールする、そのことによってさらに吉備路の観光につなげるであるとか、そういうストーリーが全く見えてこないってことです。ですから、何のためにアピールしているんですかと申し上げた。そういうストーリー性のある事業になってますかということです。まず、ここなんです、まずは、最初は。

で、活性化というのは、さっきのボランティアの皆さんの団結力という話ありましたけど、じゃあ実際ボランティアに参加して、ボランティアのアンケートで団結してよかったなとかというアンケート結果が出ているんですか。ボランティアがどういうことをアンケートにうたってあるかということ、それを全く見たことありませんけども、そういうのは蓄積されているんですか。

さらに、活性化と言うのであれば、経済効果じゃないですか、一番にくるのは。そうじゃ吉備路マラソンでこれだけの経済効果をもくろんでやるんです、その目標数字がないと、これは何か、やったけど結果的にはこうなったって数字を作っているようにしか思えません。

おかやまマラソンで経済波及効果というのがまとまっています。直接効果、これ10.8億円、前年が7.7億円。直接効果というのは、新たに発生した消費等によって県内、おかやまマラソンは県内でしょう、総社市の場合は市内ですね。市内産業部門に直接誘発された生産額なんですよ。これが幾らになっているかということなんです、直接効果というのは。その説明がなかった。

さらに、第1次波及効果、これ3.4億円、おかやまマラソンです、第2次波及効果が2.8億円、第1次波及効果は直接効果に伴う原材料の購入によって県内各産業、市内各産業に誘発された生産額なんです。そういうのが幾らですかということです。

それから、第2次波及効果、直接効果と第1次波及効果を通じて発生した雇用者の所得です、のうち、新たに消費として支出される消費支出の増加によって誘発された生産額、これをまとめて経済波及効果と言うと、こうなっているんですよ。その説明ができますか、そうじゃ吉備路マラソンに対して。いかがですか。

この中には交通費とは書いてないですよ、全然、一切。実際県内の事業者がどれだけ生産額が上がったか、あるいは消費が幾ら上がったかに言及してる。その話がないわけです。答えられますか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

我々が経済波及効果と申し上げているものは、先ほど申し上げた繰り返しになって申し訳ございませんが、直接効果は新たに発生した消費等によって直接に誘発された生産額と言うというふうに我々も定義づけてはおります。

その直接効果でございますけれども、まず一つ目が事業費、これはそうじゃ吉備路マラソンに係る事業費としてそうじゃ吉備路マラソンの決算額から1億1,300万円というのがまずそうじゃ吉備路マラソンにおいて、例えば印刷物であったり、大会の運営機器であったり、そういうもののお金を出したもののについてのものが1億1,300万円で、先ほどの交通費という話になるんですけども、交通費につきましては岡山県内と県外、同伴者とそれぞれ分けまして、それぞれの出発地からの交通費を計算し、例えば岡山県外からは1,359人が来た。その交通費は往復で1,900万円だと。県内は9,600人ぐらいいて、その往復が780万円ぐらいで、また同伴者、それはもう県内と想定しまして1万人いるとして約800万円、これを合わせて約3,500万円が交通費として実際に直接的に動いたであろうという金額としております。

また、宿泊費については、こちら地域によって前泊、後泊というのを計算をする中で、全体的に1億9,000万円と算出しております。

昼食費については、先ほど申し上げた1食1人1,000円として、それも日帰りと宿泊者に分けてそれぞれ計算しておりまして、それに飲食費にはそうじゃまる得！サービスの400万円分を加えております。

最後、観光費については、ランナーと同伴者が2万人いるとして、そのうちの3,000人が何か観光したというふうに考えて、3,000人掛ける3,500円で1億500万円というのを直接効果としております。

先ほど申し上げたように、じゃあそれによってどれぐらいうちの生産が上がったのかというまでには言及しておりませんが、我々も過去からこの資料に基づいて同じように計算はしております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私は、交通費をこれに入れるのはおかしいと言っているわけです、結局。市内の生産額が上がるであるとか、市内にお金落ちるであるとか、そこを問うべきである。交通費を、ＪＲですか、お金を払うとか、市内のバス業者ですか、市内のバス業者さんにお金落ちていたんだったら話は別ですよ。県外から来る方の交通費は関係ないです、正直全く。全く関係ないです。ＪＲがもうけるためにやってるようなもんです、これ。意味がないです。総社市の事業体がどのぐらい利益が上がっているかです、これは。そこを突き詰めたときに経済効果が上がっているとは言い難い。ましてや宿泊ですよ。1万2,000人から2万人が来て、総社市内に何人泊られます。500人泊られますか、実際。そんだけ大きいイベントをして疲弊するということになりかねませんか。

実際経済波及効果で考えなきゃいけないことは、市内がイベントをすることによって非常に混雑すると、そのうちどのぐらい経済が落ち込むか、このことをきちんと見極める必要があるんですよ、結局。おかやまマラソンの場合は、交通規制による交通沿道店舗等の休業対応や売上減などによるマイナスの効果を考慮していないと書いてある、ちゃんと。だけど、マイナスはあるんですよ。総社市の場合は、経済効果はさっき言われたけど、それよりもマイナス効果のほうが大きいんじゃないかということです。いわゆる杯にバケツで水を移したような状態になってるわけですから。そういう状態でマイナス部分をきちんと検証してますかということです。達成どころかマイナスになってませんかということです。その辺のお考えありますか、どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

言われていることはごもっともな部分がございます。我々、じゃあ沿道とかで休業補償というのは実は打ってはいないわけなんですけれども、その代わりに2024大会からそういう沿道の方に給食サービスということで御協力いただけませんかということをお伺いしております。今回は4団体だったんですけれども、例えば赤米クッキーを出してもらったり、それからおそば屋さんをお願いしておそばを出してもらったりというのを給食エイドとして出させていただいています。今年は、そういうのをもっと増やしていこうと思っています。なので、ちょっと休業しているんだけど、もしもそうじゃ吉備路マラソンに協力していただけるんだったら一緒に給食物を提供していただかせんかというのを始めました。課長の答弁にもありましたけど、そういうお店から赤米クッキーをそうじゃ吉備路マラソンで提供していたら売上げが増えましたよとか、チュッピーパンを出したお店だったら、チュッピーパンはないんかというふうにお店へ来ましたよというような話も来ているというのが実際でございます。みんなでつくり上げるということの中で、沿道の中でもしも店舗の中で御協力というのがあれば、そういうのも広げていこうとは思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） そこが一番大事なんじゃないですか。そこをきっちりとつまびらかに数値で表すということをする必要があると思います。その数値を見て、委員会がどういうふうに判断するかという流れになると思います、これは。でも、その数値が出てないから評価のしようがありません、全く。

これは令和6年5月30日、定期監査の結果報告、監査委員から報告が上がってるんです。その中で、監査の結果の共通事項として、そうじゃ吉備路マラソン準備対応や能登半島の職員の応援とか通常業務以外の事務量の増加が非常に多いと。で、事務量に応じた職員数が確保できていない。実際。各部署において本来すべきものなのかどうなのかという業務が非常に増えていると、こうなっているんです。通常の業務が圧迫されて停滞していると。この傾向にあるということがちゃんと監査報告に出ているんですよこれ。

で、優先的なものはどうなのかというのは、廃止も含めて考え直さなきゃいけないということが監査報告で上がっているんです、これ。そのことについてどう思われますか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 村木委員からの事務量が増えて通常業務が圧迫されているとの御質問ですが、状況の御報告をさせていただきます。

各部からの応援人数の状況を確認いたしました。半日を一こまとした延べ人数にはなりますけれども、前日祭の応援も含めて、2023大会が618人、2024大会で682人、半日を一こまとしておりますので、これが1日とすれば半分です。延べ人数になります。沿道の町内会とかスタート地点周辺での周知活動等には別にまた職員がおりますという集計にはなります。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

今もちろん職員全体でやっているもので、職員で一緒にやるべきことはやろうということでさせていただいております。ちょっと戻りますけど、そうじゃ吉備路マラソンを何のためにやっているかにこの話は戻ってくるかと思います。我々は史跡というか、うちにあるすばらしい景色、歴史回廊というのを全国に発信していこうと。もう一つは、市民、そして企業、学校、地域とかで力を合わせたマラソンをつくり上げていこうということで、我々はそうじゃ吉備路マラソンというのは総社市の事業としては必要なものだと思っておりますので、これは続けていく中で、あまりにも過度になっているところがあれば、そこはお互いのために修正していく、そして通常業務にはできる限り支障のないようにしていきながらそうじゃ吉備路マラソンを成功させるという体制をしっかりと考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 職員がさっき680人と言われましたね。かなり出てると思うんですよ。負担がかかっている。それだけじゃなくて、当日はボランティアの方が大勢出てる。ボランティアの方も高齢化していて、非常にもう一日立っているのがしんどいということをよく言われます。それを踏まえて、大学生とかいろんなボランティアをそろえるというふうになっているんでしょう、多分。

私は、今までボランティアはどういう思いでボランティアに参加しているかというのが全く出てこない、資料として。私の周辺にはもう、またそうじゃ吉備路マラソン大変だな、しんどいなという声しか挙がってこないんです。頼まれているからしょうがないから行くんだよと。少なくともボランティアに参加するというふうになりますと、行ってよかったなと、本当行ってよかったなと、自分の勉強にもなるかという形を描けないと、なかなかボランティアは集まらないし、そういう歴史的な経緯が全く過去を振り返ってもないんです、私の周辺では。

ボランティアのアンケートを取られてると思いますけども、それなぜつまびらかに公表しないの

か。人手が回らなくて集計できないのか、これつまびらかにすると、具合がよくないのか、その辺はどうお考えですか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

ボランティアのアンケートにつきましては、2023大会はボランティア2,454名のうち270名から御回答をいただいております。また、2024大会については、2,611名のうち420名から回答をいただいております。回答率が今までと比べてすごく上がっているのは、ロゴフォームというか、携帯からも回答できるようになったことによって、まず回答ができておまして把握をしております。それをつまびらかにしていないのかという話なんですけれども、なかなか膨大な量があり、集計的にこうですというような御提示ができてないのが今現状でございます。ここについては、反省をすべきところだと思っております。

ただ、ボランティアからいただいた意見につきまして、全て我々は読ませていただいて、それを次の大会へいかそうということで、各改善とかはしていこうということにしております。

以上でございます。

（「取りあえずいいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 仁熊委員、村木委員とかぶるところもあるかもしれないんですけど、さっきの経済波及効果、先ほど何かの積算根拠に基づいて、おかやま何とかって言われましたね。あれに基づいてずっとやってるから、今までどおり積算表に基づいてやったんだということで5億円幾ら。それは仕方ないですわ、もうそれに基づいて。

けれども、先ほどから言うように、マイナス部分というのは計算しろとは言わないけれども、認識してるのかというところが大切なところで、じゃからマイナスがあって、沿道で店を閉めないといけない人にやっているんだという、小さいことは、小さいことはないと思う、しっかりやられてるからその発言が出たんだと思うんですよ。それ以外のところで、今言うように、交通規制がかかることによって経済が回らないとか、もっともっと小さなことを言えば、僕のところに御相談があるんですけど、おじいちゃんやおばあちゃんが、もうこの日は買物に行かんようにするんよとか、外食に行かんようにするんよ、もう遊びに行かんようにするんよと。もうそんなことも言えば、小さいことを言えばそうですし、ボランティアに参加する人が職員がすることによって遊びに行けないというマイナス部分というのは、沿道サービスだけじゃなくてそういうことも全部考えられているのかということが大切なところで、今言うように、積算根拠に基づいて何年か前からやってるからやってるんだと。それで、マスコミに発表してるんだと。今までどおりやってんだって言やあそうかもしれないけれども、今回こういうふうな事務事業評価ということになって、まず執行部側もそういうことも改めて考えて事業を進めていかないといけないなと感じていただきたいんで

す。そういうことも考えられているのでしょうか。感じておられるのでしょうか、まず。金額が幾らとかは言いません。感じているかどうかだけお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

我々、昨年2024大会をするに当たってみんなでのいうのをテーマにしようと、みんなで参加できて、走れて、みんなで例えばボランティアできて、みんなで支え合えて、みんなが主役になれるようなマラソン大会を目指そうと。例えば一つには、今までだったらマラソン大会だったらマラソンだけだったんですけど、障がい者事業所とか、幼稚園、それから保育所に絵を描いてもらって、それをそうじゃ吉備路マラソンの会場に貼って応援してもらおうというふうな取組をはじめ、あとと言われました買物に行けないというような声も聞きますし、出れんじゃなかったかという声も聞かれています。みんなでのいうところで、これは我々頑張らないといけない部分なんですけど、じゃあこの日は総社市民はそうじゃ吉備路マラソンを楽しもうじゃないか、今日はそうじゃ吉備路マラソンがある日よね、みんなで応援しようじゃないかというような機運が高められるようなマラソン大会を目指さなきゃいけないということは思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） だったら、経済効果というのは専門家、学者なんかが言うのに、こんなものはちょっと行政側がええように市民を欺くためのようなものだというふうにも、今言うマイナス効果が出ないと、そういういいところ、いい数字ばかり、結局はそうじゃないだろうというようなことも言われてるんですよ。見られたこともあると思います。経済波及効果の意義というものを、経済の専門家の中では語られているんです。でも、それは行政機関がいいように見せるための。

だったら、じゃあほんなら今言うように、みんなでやるんだったら、今言うそうじゃ吉備路マラソンが福祉向上のためなのか、それともみんなでやることによって経済効果なんかは別なんだという考え方でやっているのかというところをお尋ねいたします。

よく僕が以前質問したのに、チュッピーウオーターを売って何なのかって、あれ水道事業でやって、あれ考えているのかと。あれはもう営利が目的で、でも職員を使ってんじゃねえか、やってんじゃねえかと、そういうのってあるじゃないの。そういうのを市長に言ったら、そんなことを全部言ったら、市役所で住民票を出すんでもプラス・マイナス考えたらいけんでしょってことを過去言われたことがあるんです。

じゃあ、このそうじゃ吉備路マラソンというのは、そういうふうに市民福祉向上で犠牲になる方もいる、犠牲というか、そこもなりながら総社市全体でやっていくものなんだって言うんであれば、総社市全体の福祉向上につながらないといけない。もう経済効果なんて関係ない話なんですよ。だから、そこらをどう考えているんですか。経済効果もやって、わっさわっさやって、そして

犠牲になった人もいて、福祉向上もやるんだという考え方なのか、どういうふうなコンセプトなのか、こっちじゃいいように、経済効果は上がってます、上がってますと言いながら、こっちではみんなでするので犠牲になってくださいよって言うのって、何か言ってること全然僕理解できないんです。できますか。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

そうじゃ吉備路マラソンというのは、総社市の魅力とかおもてなしという、伝えられるようにするためにボランティアとか応援をする人を含めてみんなで作って上げるマラソン大会だと。これからはそれを今数万人規模という大会で地域、企業、行政と学校なんかがみんなで作って上げていくという意味で、連携とか絆という言葉はいかがかとは思いますが、みんなで作って上げることによって総社市の一体感を出すというところがまずそうじゃ吉備路マラソンだと思っています。そして、それを全国配信していったら、総社市、吉備路の魅力を発信していくんだというのが基本にあり、その上でじゃあそうじゃ吉備路マラソンをした上でどれぐらいの経済効果があったんですかというお尋ねを受けるときに、従前からの算出方式で申し訳なかったんですけども、従前から言うところ、こういうふうな算出でいくと、今回は5.2億円出ましたよということを発表させていただいたというところでございます。

（「もういいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 今回議会の事務事業評価ということでそうじゃ吉備路マラソンについてというのをうちの委員会はこれを挙げさせていただいております。いろいろ小さいこととお聞きしようと思ったんですけども、もうそれはやめて、大きく一つだけ聞きたいことがあります。

というのが、議会事務事業評価、こちら今手元にもあるんですけども、これ四つの大きいぐくりに評価項目があります。これは当局のほうも多分理解をされていると思うんですけども、これ四つあるんです。市民ニーズ、市が実施する必要性、費用に見合った効果、目標の達成状況という四つがあるんです。すみません、苦言みたいになるんですけども、これ我々が資料要求をしました。この中に四つの部分がすごく見にくいんですよ。これ評価されるということは、こちら側が評価として出しました。あんたらが出したんだからという話になるかもしれないんですけど、これが出たということは、最終的には全体の方向性を決めるのに事業の内容や予算規模を拡充するのか、最悪の場合はこれ休止、廃止するまで入っているんですね。ですから、これをピンチと思うのか、チ

チャンスと思うのかというので執行部側の皆さんの気持ち次第だと思います。ここで評価が上がれば、これいいことなんだから、いい事業なんだから予算を上げたほうがいいんじゃないの、事業を広げたほうがいいんじゃないという話にもなります。いや、それはもうやめたいんだから別に休止していただいても結構ですというような体制で来るのか、全然違うと思うんですよ。

この資料の中から市民ニーズと市が実施する必要性、先ほどからずっとあります、経済波及効果、これが費用に見合った効果という部分にもなってくるのかなと思うんですけど、目標ですか、そういうところが見えない。

だから、僕がもうお聞きしたいのが、この四つの項目に沿ってそれぞれこの議会事務事業評価というのはアピールの場だと思うんです。すごいプレゼンをしていただく、そうじゃ吉備路マラソンってこんなに必要なんだから、うちらは、先ほどの部長のお話、やりたいんだと、その思いというのをこの四つの中に込めて言っていただきたいです、この市民ニーズ。だから、こういう目標があって、うちら市はこういうところを目指しているんだから絶対やる必要がある。市民ニーズはこういうのがあって、それによって市にどういった費用の効果があるのか。その四つの点に沿って、すみませんが、ちょっとPRをしていただきたい。僕はもうこの一つだけで結構です。お願いします。

○委員長（溝手宣良君） すみません、要は市民ニーズをどのように把握して、どのように捉えているかということと、市が実施する必要性、それから費用に見合った効果、目標の達成状況、以上の4点について簡潔にお答えいただき、簡潔にが難しかってもあれですけど、以上、4点についてお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 山名副委員長からの御質問ですが、今御指摘の4点にきれいに切り分けたまとめた資料がございませんで、後ほど準備させていただこうと思います。申し訳ございません。少しお時間をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 山名副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、市民ニーズですけれども、いろいろ沿道の人が困っているなとかという話がある中で、でも我々、そうじゃ吉備路マラソンをやってほしいという声も聞いております。今回3kmの部で小学生の4年生から6年生が復活しました。それはスポーツ団体からも、ぜひ走らせてほしい、話が少し戻れば、2023大会のときは3種目だったのを、今度は短い距離も増やしたのも、皆さんからぜひ短い距離を復活させてほしいという声がありました。そうじゃ吉備路マラソンというのは、市民でつくり上げる手づくりマラソン、歴史回廊マラソンだということでやっていこうという声もあるのは聞いておりますので、ぜひやっていこうと思います。ニーズとしてはあると感じております。

そして、目標なんですけれども、先ほど経済効果の話になってはいったんですけども、経済効果

というのは、私の中では結果としてというところがあるのではないかなと考えております。なかなか指標でははかれないところがあるんですけども、本当に市民の人が参加してよかった、外から来たマラソンのランナーがまた参加したいと、御指摘にもありましたけど、ボランティアした人がまたボランティアかじゃなくって、そうじゃ吉備路マラソンをするんだったらボランティアしようかというふうなマラソン大会に変えていくというのが目標でございます。

もう一つ、その中で、今日の御説明にもございましたかもしれませんが、今日の資料の中でRUNNETの満足度というのもありました。前回2023大会は66点でございましたけれども、今回は76.9点ということで、過去2番目に高い点数でRUNNETの評価も上がっております。一つは、我々の目標とすると、ランナーの満足度を上げていくというのもあると思います。

そして、費用の効果ですけれども、今の予算規模に見合った効果がどうかというのは、ちょっとここは難しいところだと思うんですけども、御議決いただいた予算をしっかりと有効に使いながら、また来たい、また参加したい、ボランティアしたいというマラソン大会を目指していくということは必要だと思っております。

そして、達成状況、効果なんですけれども、一つはマラソンのRUNNETの評価が上がったというのは一つでしょうけれども、やはり市民の人からやってよかった、またやってほしいなというふうなことになるのかなと思います。そのためにどうしていくかということをしっかりこれから考えて、マラソン大会をみんなで成功させていただくように事務局も頑張っていこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 副委員長、よろしいですか。

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 失礼いたしました。

資料を後ほど準備させていただくことを申し上げましたが、部長から答弁させていただきましたので、取消しさせていただきます。

失礼いたしました。

○委員長（溝手宣良君） すみません、もう一度お願いします、聞き取りづらかったのです。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 失礼しました。すみません。

後ほど資料を御準備させていただくということで申し上げましたが、部長から答弁をさせていただきましたので、取消しさせていただきます。

失礼いたしました。

○委員長（溝手宣良君） 承知しました。

他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そもそも先ほどから言われているマラソンの目的、ここに私が前回の委

員会でも申し上げたと思うんですけど、総社市民の健康の保持増進と体力の向上を図ることということにどれだけ労力を取れているかと考えるとなかなか、先ほどの答弁でもおもてなしというか、外から来る方のためという意識がとても強くて、走っていただける市民の皆様のことをあまり気に掛けている間がないというか、総社市民が、来年こそ4km走ろうと、来年こそ5km走ろうと思っているから頑張ろうという、そういう市民をどれだけ多くつくるのかということにも少しいろんな策を講じていただかないと、市民マラソンではないと思うんですね。

ボランティアが足りないから走るよりボランティアにしようかというのは、あくまでも市外の方のためのことになってしまっているんで、市民にターゲットをもう少し向けてほしいと。

それから、前夜祭なんですけど、マラソン、全国いろいろやってますけど、前夜祭ってどういう形で持っているのかというのを見てみると、結局前夜祭は泊まってくださる方のためにある程度大きな場所で、それこそ地元の食材をおもてなしとして、総社市の特産物を御提供して、確かにお金を取っているところもあります。それから、県外から来られている方のためにそういう食を提供する。これは翌日走った後にどこどこで売ってますよとか、総社市のふるさと納税で、例えば桃は買えますよとか、もう前夜祭に市のPRを持っているところが結構ある。それは、参加者が非常に他県からの参加者が少ない、1,000人未満とか、そういう大会が多いんですけど、ですから総社市の場合は市民が走るということをもう少し深めていただいて、他県からは総社市で泊まっていただける人数ぐらいの参加者ぐらいでいいのではないかと。

結論としては、私は縮小して、もっと職員も楽で、本当のそうじゃ吉備路マラソンの目的が達成できるような形に方向転換する機会が来てるんじゃないかな。今はもう令和6年度の来年の2月の大会に向けてもう予算も組んでますから仕方がないとしても、それ以後、考えていく上ではその視点をしっかり持っていただきたいと思うのと、最近、前から災害対応、災害対応って私申し上げますけど、いろんなイベントの前に司会が、もしこのイベントの最中に災害があった場合には、こういう行動をしてくださいとか、こういうところに避難所がありますとかって、そういう大会の始まる前にメッセージを送っているところも増えてまいりました。なので、そうじゃ吉備路マラソンも大勢集まりますし、もし大会のときに地震が起きた場合には、1万何がしの総社市外から来られている方が多いわけで、その方たちをどういうふうに守っていくのかという視点を絶対入れていただきたいなと。なので、それも含めると総社市民の皆さんが、そしてボランティアも少し減ってもらえて、市の職員も楽じゃないかなというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 頓宮委員からの御質問にお答えします。

1点目、市民を主にターゲットにしてはどうかというか、今以上に市民ランナーが増えていく方向で案内してはどうかということでございますが、それはそういう視点を持ちながらPR活動を今後進めてまいれたらと考えておるところでございます。

それから、災害対応のアナウンスをイベントの際に行っておられるケースが増えているというこ

とお聞きいたしました。とても大切なことだなと考えられます。どういう形につくり上げられるかはちょっと今は未知数ですけども、そういった視点は持たせていただきながら企画を進めてまいりたいなと考えます。

市内宿泊可能者で何とか大会をという２点目の点ですが、ここについてはちょっと何ともお答えしようがなく、申し上げるお答えはございません。

以上です。

前夜祭、失礼しました。前夜祭で食の提供という部分について漏れておりました。申し訳ございません。

前夜祭では、もう飲物程度しかそうじゃ吉備路マラソンの場合は行っていませんで、そういった企画を盛り込んでいく形を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 顧問委員の質問に少し追加させてください。

まず、前夜祭なんですけれども、今おっしゃられた、確かに市の果物をPRするとか、それはなかなかいいアイデアだなと思います。でも、今の前夜祭の感じではそれは対応できないので、前夜祭自体をどういうふうに変えていくかということは、もう一度我々がよくしっかり考えて、ただ前夜祭というのは一つはスポンサーへの感謝もあるし、市民に喜んでもらおうというものもあるし、また今中学生の派遣交流をやっているんで、その場でもございますので、それを含めながらどういうふうにするのが一番効果的な前夜祭かということは、いま一度考えてさせていただこうと思っております。

また、縮小してはということにつきましては、課長がなかなか答えにくいというのがあったんですが、我々事務局とすると、コロナ禍前まで２万５,０００人という目標で２万２,０００人まで近づいたこともあった中で、今回、前回も２万２,０００人ということにさせていただきました。その中で１万２,０１５名という数字、集まらなかったのは我々のPR不足で、さらに言うと、市民の人の走るのが少なかったかと思います。今回行う２０２５大会につきましては、できるだけ職員の負担をかけない方法でいかにPRができていくかということを考えながら、市民にはもっと走ってよ、ボランティアでもいいよ、見に来てもいいよということをしっかりアピールをしていってみんなで楽しむ大会にしていこうと思っています。

せっかく今、そうじゃ吉備路マラソンは全国発信ができております。全国からも大勢の方が来てくれていますので、今回も同じようにPRさせていただいて、どのようになっていくかについては、我々とにかく知ってもらって、参加してもらって、参加してよかった、楽しんでもらって、じゃあまたという大会を目指してまいろうと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

なければ、すみません、私から、失礼いたします。

開催コンセプトの中でまず1点お尋ねしたいんですが、途中にもありました、皆さんの質問にもありましたけど、市民の健康の保持増進と体力の向上を図ることを行いつつという点であります。

一方、スポーツ少年団等からの要望によりということで小学校4年生から6年生の3kmのエントリーを認めるということになりましたが、この点について、教育長もここにいらっしゃるんですが、もう今小学校でマラソン大会とかマラソンをしてないと思うんですけど、健康上よくないからという理由だと思うんですが、この点について健康増進とちょっと相反するのかなという気がしますが、教育界では小学生は走らせない、マラソンをさせない、でも総社市はそうじゃ吉備路マラソンで小学生を走らせるということがちょっと矛盾を感じるんですが、この点は教育委員会と文化スポーツ部とそうじゃ吉備路マラソン実行委員会とよく話をされていらっしゃるのでしょうか。まず、この点をお尋ねいたします。

教育長。

○教育長（久山延司君） 教育界では、走らせないということをするように、走らせないようにというような指示はしておりませんが、いろいろ全国で健康状態の確認が十分にできていなかったり、それから突然の事故等で長距離による事故がこれまでもありました。そういうことで、昔と比べるとそういう長距離走を、毎日毎日マラソンをさせるとか、そういうことは少なくなっていると思いますが、これはやめるようにという通達があったわけではないし、我々が指示をしているわけではありません。

ということで、教育委員会としてというか、私個人的にも小学校4年生から6年生まで3kmを挑戦させる、それは意義があることだと思います。難しいこと、困難なことに挑戦するという気持ちを身につけさせるという意味でこれは意義があるというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 何か教育長へのピンポイントの質問をしたつもりではなかったんですが、そのようなお答えをいただきました。特に教育委員会としてマラソンをしてはいけないという指示を出しているわけではないから問題ないんだよと、ただ傾向としては、マラソン、長距離を走らせることに對して事故も起きていたりするので、控える方向にあると。ということは、今後学校がマラソン大会があったんだからということでマラソンを取り入れてもそれは何も問題はないと、持久走が増えても問題はないというふうに認識をさせていただきました。

それでは、もう一点なんですが、皆さんの質問にもあったように、要はターゲットの中の市民という点なんです。ターゲットの中の市民というのが、恐らくボランティアとして参加してくださった市民とか、ランナーとして参加してくださった市民、またはその協賛というか、そういった形で参加してくださった市民に対するアンケートなんだと思うんです。なので、これはまた文化スポーツ部ののりを超える可能性もあるんですが、総社市民全体にそうじゃ吉備路マラソンというのはどうですかということを問う必要があるのかなと思います、アンケートを取ってみる必要が。

要は、そうじゃ吉備路マラソンに何らかの形で参加されてる方の意見はアンケートによって集約されていらっしやると思うんですけど、全く参加されてない方の意見というのを把握する必要がある、総社市を挙げて行うイベントなのであれば必要性があるのかなというふうに思いますので、そうじゃ吉備路マラソンについてというテーマで言えば文化スポーツ部でしょうけど、全体で言えばこれまた総務部になってくるのか、総合政策部になってくるのか、ちょっと分かりませんが、市民のニーズ、全体のニーズ、だから例えばマラソンのコースにも全く関係ないし、交通規制にも関係ないしといったような、本当に全く関係ない地域の方もいらっしやると思うんです。そこから要望をいただいたので、ボランティアに参加されてる方は総社市内いろんなところから来られていると思いますが、ボランティアにすら参加されてない方といった方のアンケートも実施する必要があるのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

文化スポーツ部長。

○文化スポーツ部長（林 直方君） 溝手委員長の御質問にお答えします。

他部署とも連携しながら、そういうアンケートが取れるかどうかということを検討してまいりたいと思います。我々としても声を聞きたいところがあるので、話はしてみたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 承知しました。

他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 1点だけ。アンケートにトイレが少ないというのがあったと思うんですけど、トイレを、厚生労働省でしたっけ、何かそういうイベントに対する参加人数でトイレの個数というのがあるようなんですけど、それにすると、この参加人数を考えると400のトイレが必要ってなってくるらしいんですが、そんなに置けないと思うので、トイレの待ち時間が長くなるために出発時間の変更とか、間が空くとか、いろんな工夫がされていると思うんですが、今回ノーウェイティングトイレの実施、この説明をお聞かせいただけますか。

○委員長（溝手宣良君） スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（高谷正樹君） 頓宮委員のトイレの設置数、設置の工夫的なところでしょうか、そういった御質問をいただきました。

ノーウェイティングトイレという理念を持って、トイレの数を無尽蔵に増やすことはさすがに難しゅうございます。ですので、数は何がしか増やせる部分はもちろんやってみようとは思っているんですけどどうしても面積的なものもございまして、例えば配置の工夫でありますとか、どこにじゃあ集中して配置を増やしていくのかといったところはレースに参加される方々のお声なんかを参考に、もちろんボランティアの方々のトイレが分からないと、そういったこともありましたので、分かりやすい標示を進めていったりといったところを改善してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） では、具体的にもう今名案があるということではなく、今検討中ということで解釈していいんですね。分かりました。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、この際、私より申し上げます。

当局の方はここで御退席いただいて結構ですが、必要が生じた場合は再度御出席をお願いすることもありますので、よろしくお願いいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時58分

○委員長（溝手宣良君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次回委員会を9月定例会文教福祉委員会開催日にします。各委員におかれましては、委員会2日前までに評価シートを記入の上、議会事務局担当書記まで御提出願います。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩を閉じて会議を開きます。

次に、調査事項の(2)、登下校時における安全管理と通学見守りについての調査に入ります。

それでは、当局の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） それでは、登下校時における安全管理と通学見守りについて御説明いたします。

10ページの資料2を御覧ください。

まず、登下校時の安全管理についてです。

小学校と義務教育学校1年から5年生の登校の状況ですが、登校班の編成はほとんどの学校で学校が定めた地区ごとに保護者が主体となって決めています。登校班が少人数となる場合など、学校が保護者に提案する場合があります。1人での登校にならないように配慮しております。

登校時間は、各学校で到着時間を定めており、その時間に登校するようにしております。

到着時刻は、朝の会等の活動が始まる5分から15分前くらいに設定しており、目安として到着時刻までの10分から15分前を登校時間として、その間に登校するようにしています。例えば8時30分から活動が始まる場合、8時5分から8時20分の間に学校に到着するようにといった具合です。

大規模校では、15分程度の時間帯に児童全員が登校することになりますが、それが理由で混雑す

るという報告は受けておりません。

しかし、朝、自家用車で児童を送ってくる車と登校が重なることで混雑する学校はあると聞いております。職員による車の誘導や近隣の公共施設への降車をお願いすることで対応しております。

続いて、二つ目です。

こども園、幼稚園、中学校等を含めた自家用車での下校時の状況ですが、特に下校時は下校後の児童等の都合もあり、一部の小学校・園では自家用車での迎えは増加傾向です。学校規模にもよりますが、少ない学校・園では、迎えの車が一、二台、多いところでは20台程度の迎えがあります。

増加の理由としては、下校後の都合もあるんですが、雨天時や酷暑の影響も考えられます。車の乗り入れ門と子どもの下校門が異なり動線が重ならない学校もありますが、交錯する学校では対策として運動場を駐車場にしたり、子どもの下校後に車が出発するように職員のほうで誘導したり、迎えの車の乗り入れは下校後10分後を目安に来校してもらうなどの工夫を行っております。

しかしながら、下校時の自動車の乗り入れによる混雑を課題としている学校もあり、学校として対応を検討中です。

また、敷地内での事故については、本年度これまでに敷地内で事故等の報告はありません。令和5年度には、敷地内で歩いている生徒を自転車で避けようとしてバランスを崩してしまい、駐車している職員の車に自転車のペダルが接触したという件が1件ありました。

次に、項目2の通学見守りについて御説明いたします。

小学校、義務教育学校1年から5年アクティブキャンパスでの登下校時の見守りボランティアは、学校が主体となり募集をしているところがほとんどですが、ボランティアも含め実施は地域の団体や町内会等で取り組んでいただいている学校、学区もあります。

学校で募集している場合の募集方法は、学校の実態によって様々ですが、地域代表の方に配布をお願いしたり、地域の会の会合時に案内したり、PTAから呼びかけたり、公民館等にチラシを置いてもらうなどしております。

登録された方は、基本的に継続して次年度もお願いをしているため、新たな募集案内をしていない学校もあります。

現在の見守りボランティア体制について、学校として大きな課題は感じてはおりませんが、高齢化、人材不足等、今後困ることも予想されます。そのような状況になった場合、必要に応じて広報紙等も利用しながら呼びかけてまいります。

また、見守りボランティアの方との情報共有ですが、登校班の特徴、例えばまとまりにくいのですとか、集合が遅れがちなど、個人情報に気をつけながら行ってまいりたいと思います。

また、声かけの方法や登校時の実態など認識共有は必要だと考えております。困ったときや気になることがあった場合、学校の相談窓口を全てのボランティアの方に示していつでも相談ができる環境をつくっていきたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 説明ありがとうございます。

下校完了時刻後に送迎の乗り入れを案内、ほぼ下校した後に車が入るようにと、そういう配慮をしているということでしょうが、一部の学校ではほぼほぼ重なっているのが改善されていないということを前の委員会でもお伝えしたと思うんですけど、あれから大分たっていてもまだ対応を検討中ということになると少し心配なんですけど、この夏休み中に検討していただいて、2学期からそういったところを徹底をすとか、車の置き場所を決めてというのは、新学期から検討が明らかになって新しい安全対応でいくということに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の質問にお答えします。

ただいま下校時に課題がある学校につきましては、夏季休業中に対応を考えて2学期にいかすようにというふうに話を進めております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） ありがとうございます。

あと、下校時刻に総社市内をいろいろ動いているときに、どこの学校、市内、中心地ですから、常盤、中央、それから総社小、東、北もありますけど、低学年の子が最終的に1人になってしまつて、1人でぽつぽつ歩いてるというのを見かけるんですけど、例えば送迎が増えたために結局最終的にその子が1人になってしまうということは往々にしてあるのでしょうか。

それと、大分離れたところに1人いて、それから大分離れたところに3人がいて、その場合は同じ方向だったらもうちょっとくつついて帰ったほうがいいよというのは声かけをしたりしてるんですけど、最終的に一番遠い子は1人になるというのは分かるんですけど、例えば1年生とか、すごい小さい子なんかはいつどこで連れ去られたりするということのもなきにしろなくて、大通りでは朝はベストを着た見守り隊をたくさん見かけますけど、帰りはあまりいないので、その辺すごく心配だなとは思ってるんですけど、そういう下校時のしっかりあまり間を開けないでちゃんと並んで帰りましょうというような注意は、慣れてくると子どもも仲のいい子、仲がよくない子とか、途中寄り道をちょっとしたりで、それはもう子どもにとってはいいことかもしれないんですけど、その辺を新学期に注意喚起していただきたいと思うんですけど、その辺はいかがでしょう。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 御指摘ありがとうございます。

下校時は、送迎の関係ですとか都合等でどうしても朝とは違う集団の形でそういうような環境にもなりますので、学校のほうに注意喚起して、子どもたちでまとまって下校ができるように呼びか

けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 混雑対応のところに車の関係があります。これ下校完了時刻後に迎える車の乗り入れ案内をするところなんですけども、じゃあ下校が完了するまでの間、その児童生徒はどこにいらっしゃるのでしょうか。そのままどこかで待たれているのでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名委員の御質問にお答えします。

基本的に送迎の駐車場の周りで待っています。そのときには基本的には職員がついて待っているということがほとんどです。実際にこの案内を保護者のほうに周知していますのは総社東中学校なんですが、一斉下校時に車の乗り入れと非常に危険な状態がありまして、保護者の方に少し遅らせて下校完了時間後に送迎をお願いするという御案内をしております。その間、そんなにたくさんではないので、駐車場の入口などで待っているということです。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） ほかに混雑している学校はありまして、これ保護者とはまた別件にもなってくるんですが、児童を迎えに来る、例えば日中一時支援事業所、放課後等デイサービス、この方々が下校の時間にどうしても迎えに行ってしまうので、そうすると保護者の方の送迎で児童生徒の帰る時間、これがぶつかると。できればその対象の子たちをちょっと待たせてほしいというふうに学校のほうに打診をしたら、無理です、それはできませんというふうに言われて、どうしても混雑する時間帯の中に迎えに行かなければならないというのがありました。だから、そこでトラブルもあって、それは保護者とそういう事業所というのは全くまた観点が別なのかもしれないですけども、混雑も一つの原因、事故がないならいいんですけども、そういう対応が可能かどうか。

今先ほど言われたように、総社東中学校だけというふうに言われましたが、それ以外にも多い学校もあって、そこに対しての対応というのを今後考えていっていただけないでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名委員の御質問にお答えします。

案内で保護者に紙で周知しているというのは総社東中学校なんですが、それ以外にも学校で状況に応じて対応しているところはもちろんあります。

ただ、今おっしゃられたような状況があつて、どれぐらい危険なのかというあたりも実態を把握しながらそういう対応の手だての仕方等を広く学校に周知して安全に努めるということができるよう伝えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） そもそも下校の迎えが近年増えているのは、コロナ禍のときからというものちょっとあったと思うんですけど、迎えの理由がお母さんの都合だったり、それから塾とか、それなりの理由はあるとしても、私、集団下校というのが教育の一つではないかと思うんですよ。帰り道をきちっと列に並んで、どこが危険だとか、そういうのを模索しながら、ここは朝と帰りの登下校以外にも遊ぶときにその道を通ったりするわけですから、そういう認識というのを子どもにしっかり持たせるというのも大事なことで、いつも保護者が車で送り迎えをしているという場合でもないわけですから、遊びに行ったりする場合。なので、基本は集団下校で帰りましょうというのを促しながら、特別な理由、どうしても病院に行くとか、急遽おじいちゃんおばあちゃんのところに行かなければいけないとか、そういう突発的な急用以外は基本的には集団下校をお守りくださいというのを再度もう一度何らかの形で徹底をしたほうが、なかなか校長先生は言えませんかというふうに思います。ですけど、子どものためじゃないかなというふうには思うんですが、その辺お考えどうでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 頓宮委員の御質問といいますか、御提案ですが、おっしゃるとおりだと思います。基本は徒歩通学の部分、小学校はほとんど徒歩なんですけど、徒歩で通学する。中学校は認めている者は自転車または徒歩ということで、それが基本です。そういう基本的なことはきちっと再度周知していく必要はあると思っております。

ただ、最近療育の関係がかなりありますし、そういう子ども、保護者に関してはそれは必要なことですから、そういう場合、また突発的な場合、それは考慮していかないといけませんが、基本的にはというところが変わってきている、ずれてきていると思いますので、それは周知してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 先ほどの答弁もありがとうございました。

それで、通学の見守りのほうのボランティアの関係の話なんですけども、今学校のほうでは特にあまり挙がってきてないというのはありましたけど、実は、常盤小学校ではあともう5年ももちませんよというところもあります。高齢化が進んでしまって、もう70代後半、80代の方たちがいて、もちろん我々保護者のほうも手助けをしたりというのはあるんですけども、どうしても事情でできないというののもあって、それ周知を、だからどれだけ危機感というか、保護者側も自分たちの子どもが見守りがなくなって通学してしまうんだというような、もう少し危機感をあおれるようなことがあればいいなと。募集を続けるということもそうなんですけど、このままじゃもちません。それでも欲しいんだという話なんですけど、そういった話はそれぞれの各地域とお話ができますか

ということなんです、逆に言うと、向こうから挙がってくる前、前段階です、学校のほうから高齢な地域の見守りの方がいるところに対しては大丈夫ですかというのが、そっち側の視点というのは話し合いはありますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名委員の御提案にお答えします。

確かに現状高齢の方が非常に多いという実態もあります。今のところ困ってないという回答が実はあったときにも、高齢の方が多くてじゃあこの後どのようなようになるのかなというあたりを我々も議論をしました。確かに現在学校のほうから積極的にその辺の危機管理、今後の見通しというものを持って積極的に地域に働きかけているということは少し弱いとは思っております。今後、そのあたりも学校のほうと共通理解、認識をいたしまして、学校から地域と連携して積極的にそういう見守り活動とか、地域と一緒に子どもたちを守っていくように働きかけていくように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 分かりました。ぜひお願いをしたいと思います。

この中にある情報共有という部分なんですけども、このときに職員と情報交換をする上で年齢層ですとか、そういうところの話もできるかなとはあるんですが、今度、今教育長も言われました療育が必要な子がいたりとか、いろんな特性を持った子がいるというところで、見守りの方々とそういう子がいる、例えば登校班の中ですか、こういう特性の子がいてというような情報交換、それが必要だと思うんですけど、ではないと、例えばすごくおとなしいとか、場面緘黙みたいな子もいたりして、そういう子に対して挨拶を強要するですとか、大きい声で怒ったりとか、言ったら今の教育の観点ではない、もうだから子育てを何十年か前に終えた方というのがいらっちゃって、それというのはなかなかアップデートができてないところもある。そういったところの意識共有というところで、こういう子がいるというような特性の情報交換、こういうところというのはできておりますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名委員の御質問にお答えします。

集団としてどのような特徴があるかというようなところはお伝えをしたりして、課題のあるようなところは個別にその班に連絡等をしておりますが、個人的にこの児童がこういう特性があるですとか、こういう例えば場面緘黙ですとか、そういうところがあるのでというあたりはなかなか伝えることは難しいとは思っております。

ただし、おっしゃるように、声かけのほうの視点としてそういうような児童が中にはいて、声をかけ返事がなかなかできない児童ですとか、いろんなお子さんがいるということは見守りをしてくださっている方々に、個別ではなく、そういう児童もいるということをお伝えするというのは必要

かなと思いますので、各学校でそういう情報共有の場でそういうようなことを、子どものいろんな特性があるということをお伝えしていくようにしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） このお話をさせていただいたというのが、見守りの方々も多分半年に1回ぐらいで学校とそういう話をすると思うんです。例えば見守りの方々が、この子いつも遅いよという子がいたりとか、ちょっと変わった子と言ったらあれですけども、そういう子がいるんでちょっと注意したほうがいいんじゃないかというようなことを学校のほうにも言う機会というのはあると思うんです。それというのが、これ自分たちの近くだけではないんですけど、そこら辺で聞いて、そういう特性の子だったんだというのが見守りの人のところに情報が行かないんで、その人からすれば、何であいつけえへんと、何で朝ちゃんこの集団の中に入ってくないんだ、何であいついつもずれるんだと、それを学校へフィードバックしても、ああ、そうですかって学校はそれで終わってしまう。こういう子なんだというような、だから一方向になってるだけであって双方向になってないんです、情報の交換というのが。それで何が生まれるかというと、その見守りの人からすればその子はブラックリストなんです。だというふうに、ちょっとあったんですね。ブラックリストという言い方はすごい悪い言い方かもしれないんですけど、要注意の子だと。でも、その子はいろんな情緒の都合、いろんな特性とかがあって来づらい、集団には入りづらい、でも一人でも登校ならできるという子がいる。でも、その子はただただ集団から外れた子であって、その人からすれば何かもう変なやつだなと、ちょっと危ない子やというふうにしか思わない。でも、学校からその情報交換したときに、あの子はああいう特性があるんでそういう子なんですよと言われたら、そっちも納得するわけなんです。でも、今は一方向しかなくて、そこのところの双方向の情報交換の共有、やり取りしてもらいたいということをお願いしたいと思ってます。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） ありがとうございます。集団の登校、下校でそういうふうに特性を持って一緒にできないというような場面では、安全に関わってくることもあるかと思います。そういうような安全に関わるような児童の行動等は、保護者の了解を得ながら情報共有をして安全に登校できるというところを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 登下校の安全管理と見守りという観点で言うと、子ども110番というものを玄関なりに掲げている運動がありますけど、子ども110番に関しては県警が掌握をされていて、される方に関しては研修なりそれなりの何か注意事項とかお願い事項とか決まったことがあるようなんですが、最近、総社市内をいろいろ見てみると、ある地域には結構あって、ある地域にはなかったり、新しい住宅街が建っているところはあまり見なかったりって、少し差ができてい

じゃないかなというのを実感するんですね。

子ども110番のおうちは、子どもが怖かったりトイレとかでもいつでも来ていいよというのが名目だけれども、最近は共働き世帯があつたりしていつもいませんからちょっと無理ですという感覚でされてない、やってあげたいのはやまやまだけど無理だという高齢者の方もいらっしゃるかもしれませんが、子ども110番で通学の見守りだと夕方3時から、1、2年生が帰っても2時55分だから、3時から5時ぐらいで2時間ぐらいなら家にいますよというような方にはお願いも可能なのかなとかって、詳しいあれは分かりませんが、総社市内の子ども110番の実態と、さらなるお願いというか、増やす方向で少しお考えいただけたらどうなんだろうかって。実際に総社市の子ども110番の数とかというのはお分かりでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

子ども110番がどれぐらいがあるか等は、毎年数はある程度分かるんですが、今こちらですぐにはお答えできません。

募集の形もどういうふうな形になっているかも今はお答えできませんので、また御報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 皆さんの御意見を聞いてたらいろいろ思い出すこともあって、見守りの活動をされている方々、地域の有志の方であつたり、ボランティアなんですけど、その方、その団体、うちらの中で言えば、清音っ子を守り育てる会とかあるわけなんですよ。そういったところへの運営補助みたいなものってないんですか。

特段何か金くれというわけじゃないんですけど、この前もこの時期に総会があつてよく言われるのが、ジャンパーを着る、あの辺で言えば緑のジャンパーを着た人がいるから安心なんだって。多分そちらへ御相談に行ったこともあるかもしれませんが、会長さんが。そのときに緑のジャンパーはもう買う金がないんだと、どこかくれないかと言ったら地元の企業が20着、30着ぐらい御提供いただいて今回は何とかあったということなんですけれども、そういったほんなら会費集めりやええがなという話も総会にあったんで、何でボランティアするのに金出してまでボランティアせにやいけんのなら、ジャンパー買うのに、ジャンパーぐれえ出してくれやという話もあつたりして、総会でいろいろあつたりもして、そのあたりのこと、ただでさえ65歳からの働き方改革じゃないんですけど、成り手がなくて高齢化が進んで、そして我々も、我々といったら勤め人でもう本当に皆さんのお世話になって、議員だからできないんですけど、寄附してもいいよぐらいな思いではあるんですけども、そういった方々への運営補助みたいなものというのは現状ない。何かそうやって困ったときにジャンパーを作るとか、今さっき頓宮委員が言われたパネル、困ったらうちにおいで

よみたいなパネルを去年も貼っていて、そういうのも作るお金というものというのは現在ない。それはもう各学校、もしくはその団体で考えろというお考えでよろしいでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 萱野委員の御質問にお答えします。

現在、教育部のほうではそういうふうな予算立てはしておりません。ただ、その活動のほうは生涯学習課のほうの関係があると思いますので、生涯学習課のほうと確認をいたしまして協議していきたいと思っております。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） そもそも、教育委員会が考える責任の所在、子どもが校門を出たらもう別問題なのか、それか家に帰るまでが学校の責任ですよという部分も関係してくるんじゃないかと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これ登下校も含めて学校管理というふうに思っておりますので、これは学校の責任であり、教育委員会の責任であるというふうに思っています。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 小野委員。

○委員（小野耕作君） ですよ。僕も実際そういうふうに認識はずっとしていたのですが、僕自身が経験したことなんですが、ある案件で学校にちょっとお願いをしたところ、それはもう子どもが校門の外に出ると、それはもう先生の働き方改革もあってそれには対応できませんというような返答が実際にありました。これから教育委員会も多分地域に学校評議委員会とは別に学校運営協議会を立ち上げて、これからどんどん地域が入って学校の運営をしていくというのを多分進めるんだと思います。

ですが、ある意味学校が困ったときだけ地域にお願いをし、地域が困ったときに学校にお願いをすると、そういうふうな線を引いてしまう。これは僕は大変なことじゃないかなと思います。ですから、こういう通学の下校の問題とかも話がどんどんどんどんおかしいほうへ行ってしまうんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） これは、先ほど登下校も含めてと申しましたが、これは正規の経路でということで、例えば帰りに塾へ寄るとか、そういうことになるかとまた違ってくるわけですけど、正規の経路の場合は当然学校の管理下ということになります。

教員の働き方改革という理由で、それはもう学校には関係ありませんよというのは認識不足だと思います。そういうことがもしあったら教育委員会のほうにお知らせいただきたいと思います。そ

れは指導しなければならない件だと思います。

これから地域の、コミュニティ・スクールを進めていったりして地域の方に学校教育の中にもう入っていただく機会が増えてくると思います。そういう中で、ただ責任の所在というか、そういうことは明確にしていくべきと思っておりますので、そうしていきたいと思えます。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

ないようであれば、すみません、私から。

車と児童生徒が接触しかねない登下校時の混雑対応のところになるのかなとは思いますが、昔はそれこそほぼ、迎えに来るとか送ってくるとかという家庭はなく、最近はまだそれがどんどん増加傾向にあるかと思えます。状況によっては、当然みんなと一緒に来れないけれど、お父さん、またお母さん、おうちの方に送っていただければ学校に来れるし帰れるといった子もいるので、そのことを私はとがめるつもりももちろんなくて認めてあげるべきだろうというふうに思えます。いろんな家庭の事情があるかと思えます。

ただ、今の対応というのは、運動場を使用しているんだというふうに思うんです。運動場というのは、やはり運動場なんですよね。なので、運動場は本来子どもたちが何の心配もなく遊んだり運動ができたりしなければならぬんだと思うんです。そのスペースがどんどん削られていってたり、もう運動場なのにそこには行かないようにとかということになっているのはちょっと子どもにとってかわいそうなのかなというふうにも思えます。

実際、必要であるから車で送迎をしている方が、もしそれで児童生徒と事故を起こしてしまったということが今のところ起きてないようですけど、先ほど自転車と職員の自動車の接触があったということだったのですが、けがをすとかというような事故は起きてないようですが、今後これがさらに増えていくと、その対応は明確にしていかなければならぬのかなというふうに考えます。

そこで、今後、歩車をしっかり分離するであるとか、学校の近くに別に送迎をここでしてくださいというような場所を設けるとか、すぐじゃなくてもいいので、そういった方向にかじを切るとか、検討するとか、そういった予定または計画というか、つもりというか、そういったことはございませんでしょうか。

教育長。

○教育長（久山延司君） ありがとうございます。

運動場に車を乗り入れるということは、それだけスペースが狭くなる、放課後遊びたいのに遊べるスペースがなくなるということはあると思いますが、やはり安全第一というふうに考えないといけないと思っています。スペースを確保しながら運動場のどこでもいいですよではなくて、この場所ということで幾らかは狭くなるのはもうある程度やむを得ないのかなと、安全という面で考えればね。そういう中でも、最低限のスペースで運動場を使っていただく、そういうことを考えていきたいというふうに思えます。

その場合も、おっしゃるとおり、経路というか、車の経路、これをもう明確に示して子どもの動線と分離するということは必要だと思います。

それから、学校の近くに場所を設けてということもありますが、それができるところとできないところとあります。それはもう学校によって違いますんで、実態をよく調査してそういうことも含めて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） では、続けて私から。

車ではないんですけど、他県ですが、放課後に学校運動場をグラウンドゴルフのために開放していた御老人と、下校の前に整列しなければならないんですけど、二、三人で遊んでいた子がぶつかって、運動場の中ですよ、運動場の中で子どもがおばあさんにぶつかって、損害賠償請求で実際裁判で児童の側が負けたと、敗訴したというのがあったようにニュースで拝見しました。だから、学校の中ってやっぱり安全でないといけないし、子どものためにあるものだと思うので、子どもが気を遣って運動場で遊ぶとか、そういうことは総社市では避けていただくように、すぐの対応は難しいと思います、よく承知しておりますが、そういった方向で検討はしていただくほうがよいのかなと思います。

一般質問のときに教育長が御答弁でプールの統廃合について拠点校方式もということで、例えばプールのスペースがなくなれば、そこに職員の車が止められるようになれば駐車スペースが増えるとか、そういったこともあろうかと思います。だから、たちまちの対応は難しいにしても、将来的には、できるだけ早めにとというのがつきますけれど、そういった歩車分離、児童と車がきちっと分離されるような方向で考えていっていただきたいというふうに思います。

もう一点は、通学路なんですけど、先ほど来話にありますように、もう最近猛暑です。7月中でも、朝8時前に先生方が外に熱中症指数を測る機械を出したらもうすぐ鳴ってます。それぐらい猛暑、酷暑と言われる中を登下校することもう危険になってきてますので、そういったことも踏まえて通学路の安全確保という点でスクールバスももう検討する時期にあるのではないかなというふうには思います。どういった規模の車両でするかは別ですが、スクールバスというものの検討は今度されていかないかどうか、お尋ねをいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） スクールバスの検討ということですが、これは以前、2年か3年前に、2年前でしたかね、そういうことの検討についてお諮りしたこともあったと思いますが、今委員長がおっしゃられた猛暑のためにスクールバスを検討することは今のところしておりません。スクールバスに限らず、きびしい状況の中でいろいろなことを考えていかないといけない、今までどおりではいけないという部分も出てきていると思います。そういう中の一つとして検討というか、研究もしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 特に大規模校よりも小規模校、特にかなり遠くから通う子というのが多い学校などは、せめてサテライトまで送り迎えをしてからみんなで一緒に行くとか、そういったこともあろうかと思います。そうすると、先ほど頓宮委員が心配されたような、帰りに最後小さい子が1人でというところも解消されていくのかなと思います。

ただ、たちまちはもちろん無理だと思いますが、安全を考えるのであれば、熱中症はあくまで例で申し上げただけなので、道中を通学路を整備していくのと同時にそういった方向も考えて子どもの安全を守っていただきたいというのが私の思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） おっしゃるとおり、先ほども申しましたが、安全第一であります。どうしてもときに危険があるのかということも幅広く見ていきたいと思います。その上で、必要なことについては検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（溝手宣良君） よろしく願いいたします。

では、他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、調査事項の3、小・中学校のトイレ環境についての調査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） それでは、調査事項の(3)、小・中学校のトイレ環境について御説明をいたします。

資料の3、通し番号で言いますと、11ページを御覧ください。

そちらにトイレの洋式化率について記載をしております。

トイレの洋式化につきましては、快適で衛生的な学びの環境を充実させるため、特に力を入れて取り組むべき課題と考えておりまして、年次的に改修を行っているところでございます。

小・中学校におけるトイレの洋式化率は、令和5年度末で、小学校が68.6%、中学校が47.0%で、今年度末の見込みですけれども、小学校が73.4%、中学校は54.9%ということになっております。

トイレの洋式化につきましては、具体的な整備計画というものは持ち合わせておりませんけれど

も、第3次総社市教育振興基本計画の中で目標値を定めておりまして、令和9年度の目標値は小学校で70%、中学校で50%で、今年度末にはその目標を達成する見込みとなっております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 小・中学校のトイレ環境について、洋式化率だけではなく、入口さえも男女に分かれてない、入口は入ってもうすぐ男子のトイレが見えて、すぐ隣に女子の扉つきのがあるというようなところもまだあるようなんですが、そういったところも含めて、きちっと分かれていない学校はどのくらいあるんでしょうかということが1点と、それから洋式化ではなく、新しい学校には男子トイレ、女子トイレと、あと車椅子対応というような誰でもトイレですけど、マークが車椅子のマークになっていなくて、誰でも入れるトイレに、多目的になっているのかどうなのかというときに、この間、市民大学講座ではるな愛さんが来られていたときにある方が質問をされたんです。LGBTの関係で今制服が誰でもズボンの部分は選べるという段階で、うちの子はるな愛さんと反対で女性だけズボンをはいている。本当は男子トイレに入りたいんだけど、なかなか入れないで女子トイレに行ってますっていう、どこの学校でどこの子が分からないんですけど、そうなったときに多目的トイレがあればそこに入れるのに、どうして女子トイレに行かなきゃいけないのかなと思ったとき、まだまだトイレ環境の中で誰でもトイレ感覚というのがまだきちっとなされていなくて、その子にとってみれば一日学校に行ってトイレに行くことが大変苦痛であれば、これは環境を少し変えてあげなければいけないなと思ったので、今小・中学校のトイレ環境が一体どの程度になっているのかということ、洋式化だけではなくお聞きしたいんですが、どうでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございます。入口が一緒で、いわゆる男女共用のようなトイレがどれくらいあるかという御質問でございます。

こちらにつきましては、どれぐらいの学校があるのかということなんですけれども、大半の学校では男女分かれておりますけれども、中に何校かその一部に男女共用のトイレがあるというふうな実態は把握をしております。校舎で申し上げますと、そういった男女兼用といいますか、入口を一緒に共用しているようなものにつきましては、小学校で3校ほどございました。ただ、その3校におきましても、それ以外の男女別のトイレのほうが大半を占めておりますので、ごく一部の学校のごく一部のトイレでそういった状況があるということでございます。

それから、2点目でございます。多目的トイレといいますか、今バリアフリートイレと言ったほうがいいのかもしいないですけれども、そちらにつきましては校舎内にそういったバリアフリート

イレを設置している学校というのが少数といいますか、少ないほうでございます。

先ほど多様な性に対する対応ということであったかと思いますが、こういった多くの学校ではそういったトイレが校舎内にはないという状況でございますので、今現在洋式化のほうを進めておりますけれども、今後そういった課題についても対応できるように検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 3校も共有の学校があるって聞いてびっくりしたんですけど、これは総社東小学校ですけど、教職員のトイレも職員用ってあって、入って初めて男女が分かれていますよ。あれも改善してあげたほうがいいんじゃないかなというふうにすごく思ったんですが、令和5年度と令和6年度にかけて国が災害対応もあって様々な学校施設整備補助金、結構莫大なお金が出ていまして、岡山県内いろいろ調べてみると、倉敷市なんかはもうほとんどの小学校の、それ学校によっては体育館だったり、トイレだったり、いろいろあったんですが、瀬戸内市とか備前市とかほとんどの市町村が整備補助事業を使って様々改修をしているのを見たんですが、総社市はいつもなかったんですね。ということは、せっかく2分の1補助だったのでかなり大きな金額ではなかったかなと思って、もうそれは終わってしまったのではないかなと思うんですが、整備計画がないというのも私は子どものために子育て王国の名の下では、子どもはトイレが汚いというか、今新築のおうちが多くなって洋式になっているから、ただそれだけでもトイレに行くのを我慢してる子も結構いるんですよ、汚いから行きたくないって言って。朝から一日行かないのも問題、健康面でよくないなとは思いますが、かなりトイレへ行くのを我慢している子どもがいるというのも聞きましたので、整備計画をしっかりとつくっていただいて、一番少ないところは段階的にいくとか、先ほどの性の多様性で考えると中学校のほうを先に多目的トイレを設置するとか、そういった計画を立てて子どものためにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

先ほどの国庫補助についてでございます。現在、重点的に洋式化のほうを進めている状況でございます。年次的に各校少しずつといった形で今現在進めておりますけれども、文部科学省の学校施設環境改善交付金という補助がございます。こちらについては、補助率3分の1なんですけれども、学校ごとに下限額というものが示されておりまして、今現在行っている洋式化につきましては、先ほど申し上げましたように、複数の学校を段階的に進めているということでございまして、下限額に達していないということでございます。そういったこともございまして、補助金は活用できていないという状況でございます。

整備計画も含めまして、今後どういうふうに進めていったらいいのかというのは再度教育委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 整備計画がどうだったかなんで、なんでちょっと関連してくるかもしれませんが、令和9年度に小学校70%と中学校50%って、今の段階で何校を、どの程度ずつ和式を洋式に替えてるんでしょうか。年にどのくらいずつ替えてますか、まずは。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

当然その年度年度で予算のつき方にもばらつきございますので、一概には申し上げられませんが、昨年度、令和5年度で申し上げますと、34基ですか、小・中学校合わせてですけれども、便器を洋式化したということでございます。

今年度、まだ見込みでございますけれども、今年度につきましては約40基程度洋式化をするということでございます。それぐらいの割合では順次洋式化を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） そうですか、分かりました。

ということで、僕もある自治体でトイレを替えてるんです。この夏とか春休みとか冬休みの期間に和式を洋式に替えるんですよ。そういう工事やってるんで、トイレが古かったりするじゃないですか。今で言うタイル張りの、ウエット式のトイレに和式を洋式に替えるんですよ。それって、でもそれ新しければいいんですよ。この夏なんですけど、ある学校で去年の春休みにドライ式のタイル張りの和式を洋式に替える工事したんですよ。そうしたら、この夏になってドライ式にやるから全部撤去してくれって言って、この夏工事をやっているんですよ。それって計画がなさ過ぎやしないかと。古いトイレを和式を洋式に替えて、その翌年にはやっぱりドライ式にするからやり替えないかって、ちょっとおいおいおいって思いながら請けてやっているもので何も文句は言いませんけれども、総社市としてはきちっと考えて、僕も総社西中学校のPTA会長やって、総社西中学校なんかもよくトイレ詰まっているんですね。ほいで、中学校のもうPTA会費で詰まり抜きをさせてくれませんかかっていって僕はお願いするんですけど、そういうふうに古いトイレに、どんなに和式を洋式に替えてこの数字が上がってきてももっと総合的に、今で言うドライ式をウエット式に総合的に考えていく仕事をしないと、古いトイレへ、これを議会が今こういうふうに所管事務調査やって洋式に替えろ、替えろ、替えろって言って替えていったところで、結局古いトイレに幾らそれが100%に将来なったところで、でも結局それを器具をそのまま持っていけばいいという話でもないし、その間に工事もありますし、そういうことを総合的に考えられて、前年去年が34基で、今回は40基で、一遍に中学校、小学校に40基あるトイレをドライ式にして40基にやったわけじゃな

いでしょう。この学校に、この学校に、この学校にといつてぼろぼろぼろやる中で、でも古いトイレでそれを達していくと結局はまた数年度に全部ドライ式にしようやと。もう配管が老朽化してるからってなれば、何かちょっと効率的にどうなのかなというのを思つて、ほいで今言う40基がどういうふうな構造で、ここ新しいからあとまだ20年、30年もつよというトイレをちゃんと設置していつて、でもしてないところはもう数年後にはドライ式にするからちょっと待ってくれとか、そういうふうな計画でやってますでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 萱野委員の御質問にお答えいたします。

今現在しているのは、和式の便器を洋式化にしているということが主なものでございます。当然衛生面等考えますと、ドライ式のものにするとということを考えていかないといけないというふうに思っております。まだ、実際市内の学校でドライ式のところというのは少ない、少数派のほうでございすけれども、将来的には考えていかないといけないというふうには思っております。

すみません、今洋式化ということで、そちらに主眼を置いてやっておりますので、萱野委員から御提案のあったことにつきましても、今後よく考えながらなるべく手戻りのない形で進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） これもう言うだけになるかもしれませんが、総合的に考えて、将来のことも、目先の洋式に替えないといけないのと、将来的なトイレの老朽化等々、ドライ式にする、衛生面も考えるというのを総合的に考えてやっていただきたい。今こういう所管事務があるから、34から40にしましたよってどんどんどんどん取りあえずやつつけ仕事みたいなのはやらずに、もっと総合的に考えてやっていただきたいと改めてのお願いでございます。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 今萱野委員から御提案があったことにつきまして、そういった視点を持ちながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 洋式化率の計算方法を知りたいんですけども、総社市内の全小・中学校の全ての便器があつて、その中が洋式になってますよというのが全体で計算されているのか、この学校は洋式化率が何%、60%だ、70%だ、この学校は10%だとか、そういうふうになっているのか、どっちの算出方法で出しました。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

洋式化率についてでございます。今資料でお示ししているものにつきましては、総社市内の小学校、中学校それぞれにおきます全体の便器の数を、洋式の便器を全体の便器の数で割り戻した数字でございます。各校それぞれ便器の数といいますか、校舎の大きさも違いますので、当然便器の数、それからトイレの数というのは変わってきますけれども、その中というのは幾らかは差というか、洋式化の進み方に差はございますけれども、それをなるべく差が生じないように今段階的にやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） そうなんです、だから全体からそれ出してるだけなんで、学校ごとに絶対差が出てくると思うんですよね。

先ほどから萱野委員も言われました、もう何人か触れましたけど、本当に計画というのをちゃんと立てなきゃいけないと思うんです。一度もう課長にお話をしたことがあると思います、この学校施設環境改善交付金、これだから下限額がある、400万円以上じゃないと使えません。最大が7,000万円ですよということで、これが3分の1で国庫補助が使えるというものですが、これだから先ほど言われたように、小手先のちょこちょこちょこちょこ替えていくだけで全く使えない補助金なんです。だから、計画を立てて、この学校はもう100%にするんだとか、この学校は60%まで上げていくんだ、ここはもう和式が幾つかあって1個だけを洋式化するとかではなくって、もう先ほど言われたように、乾式というんですかね、それにするんだというような絵を描かなければこの計画の整備補助金も使えないし、もうちょこちょこちょこちょこ直していくのではなくってちゃんとした計画を立てたらどうですかというのをこちらでも言いたいんですけども、その考えはもう持っていないのかと思います。

これも子どものため、学校、この計画にもあります、それはもう環境を整えるということがありますので、この第3次総社市教育振興基本計画にもあります、そのところを考えた上で計画をぜひつくっていただきたいと思います。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 山名委員の御質問にお答えいたします。

先ほど来整備計画をというお話でございます。こういった形で計画していくか、今現在進んでいるものもございまして、それとの整合を図りながら今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 整備計画の話ですけど、今トイレが数で率でいうと、学校別で言うと、古い学校ほどあれなのかもしれないんですけど、結局人口が増えていて子どもが増えている学校ほどできてないケースが多いかもしれませんけど、将来災害が起きたときにそこは避難者がどっと来るエリアでもあるので、それを考えると、学校の体育館の横に1個できただけでは当然無理なので、学校自体のトイレは将来のことを考えても早めに、建て替えも含めてかもしれませんけど、いろんな補助金を使って計画的にやっていかないといけないと思うので、もう一度学校別の率を今お聞きする必要はありませんけど、よろしくお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 頓宮委員の御提案についてでございます。

そういった災害時の避難所という役割も学校はかなりの部分負っている部分がございますので、そういった観点も含めまして、今後計画について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 学校施設環境改善交付金、これ使ってないんですか、総社市は。どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 以前、校舎の建て替え等につきましては使っておりましたが、今御報告申し上げますトイレの洋式化についてはその交付金のほうを充当はしておりません。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これであと体育館とかであるんですけど、緊急防災・減災事業債、これは使ってますか、どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 昨年度まで体育館のところのバリアフリートイレの設置を続けてまいりました。こちらにつきましては、先ほど村木委員からありました緊急防災・減災事業債、こちらのほうを活用させていただきまして整備をしているところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 戻りますけども、学校施設環境改善交付金、これ使うべきじゃないですか、早急に。政府が話を始めたのは平成20年ですよ。95%改善するということを目標にやっているんです。さらに、それを前倒しで平成30年度までにそれをやろうとなっていましたけど、前倒し、平成25年度までにやろうと政府は言っていると。なぜ総社市はやらないんですか。やらない理由を教えてください、やらない理由を。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） やらない、補助金を活用しない理由ということでございます。こちらにつきましては、やり方がという問題はあるかと思えますけれども、今までの整備のやり方といますか、段階的にやっているという中で補助が充てられる額に達していなかったというのが一番大きな理由でございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） よく分からないんですけど、よう分からないんです、私は。

教育委員会が市長部局に物が言えないんですか。こういう制度があるんでこれ活用してくださいと言えないんですか。まず、言ったんですか、言わないんですか、どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の御質問にお答えいたします。

市長部局といますか、財政当局に物が言える、言えないかということではございませんで、こちらの事業のボリューム等もございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、各学校ごとの整備費、これに下限額があるということでございまして、その補助の対象にならないということで今まで使っていなかったということでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私が聞くとところによると、さっきの話を聞くと、この補助金を使わない理由を一生懸命ほじくり返して言っているように聞こえるんですね、これは。これ使う方向でいかにこれを使おうかというふうに議論されてないような気がしますけど。これ財政課に聞いた方がいいな。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長、少々お待ちください、村木委員の質問がまだ続いておりますので。

○委員（村木理英君）（続） 教育委員会がトイレをやらなきゃいけないという気持ちを強く持っているかどうか、そのことを市として一丸としてやらなきゃいけないんです。財政当局もこういうやり方があるんですよと、こういうふうにやりましょうとか、やり方を考えると、そういうのを今まで議論したかどうかです、これは。で、いろいろやっただが無理なんだというんだっただけ分かります。そういう議論を尽くしましたか、どうですか。財政課、何か言えますか。

○委員長（溝手宣良君） 財政課長。

○財政課長（岡 真里君） 本市におきましては、令和元年度まで総社小学校や地食べ学校給食センターえがお、あといじりの認定こども園などを重点的にやっておりました。その後、新庁舎の建設事業にお金のほうがかかっております。それ以外の部分では、教育委員会において学校施設の環境整備については数千万円単位では予算のほうを計上しておりますが、言われてますように、補助

金には下限額がございますので、そのあたりで補助金の申請はしておりません。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私が聞き及んだところによりますと、やはり計画性がないわけです、これは。平成20年に国が言っているわけですから、その情報が入ったときに既にそれから計画を立てるべきです。そのときに計画を立ててなくて手前みそにやってたから、結局こういう結果になってるというふうに言わざるを得ない。これは大いに反省してほしいです。

○委員長（溝手宣良君） 御答弁いただけますか。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤原直樹君） 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

村木委員おっしゃられましたように、全体の計画ができていたかということ、それができていなかったということが一番の要因かと思います。ただ、トイレの洋式化については進めていくということで、今現在させていただいております。

繰り返しといいますか、私の説明不足もあったんですけれども、先ほどの文部科学省の補助金につきましては学校施設ごと、学校単位での補助金の対象額といいますか、下限額を定められております。それが1校当たり400万円ということでございまして、もうちょっと長期的に計画を立てて、それぐらいのボリュームを立てていけば当然対象になったわけでございますけれども、実際には補助対象の下限額に達していないということでございます。そういったこともございまして使っていないという状況につきましては今後反省をして、先ほど申し上げましたように、今後の整備計画につきましては検討する中でそういったことも考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員、よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

この際、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、調査事項(4)、いじめに関する対応についての調査に入ります。

では、当局の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） それでは、調査事項(4)、いじめに関する対応について御説明いたします。

議会で陳情が出された後でございますが、議会後の校長会で教育長から議会に陳情があったこと、また趣旨採択であることの説明を行いました。その際、いじめの訴えがあった場合の初期対応について、次の今からお示ししますことを指示しました。

一つ、できるだけ早く正確に事実をつかむこと。その際、思い込みや感情を払拭し客観的な調査を行うこと。

一つ、事実に基づき初期対応を迅速に行い、随時状況を保護者に伝え理解を得ること。

一つ、関係生徒の人権に配慮しながら日々の生活が前向きに送ることができるように子どもたちに寄り添い丁寧に対応すること。

一つ、学校が調査した事実を基に保護者にも丁寧に説明をすること。

この4点を各学校に指示をいたしました。

また、夏季休業中の取組として、7月9日に岡山県教育庁人権教育・生徒指導課長通知で、「夏季休業中における児童生徒の状況把握と適切な支援について」を学校に送付しまして、夏季休業中の子どもたちの状況把握をきめ細かく行い適切な支援を行うよう周知をし、7月の校長会でも私のほうから説明を行いました。

また、1人1台端末を利用した教育相談メールも活用し、子どもたちのSOSを見逃さないよう対応することについても徹底を図りました。

今後、陳情を受けて新たな通知を作成し送付する予定はありませんが、いじめの未然防止、早期発見、早期対応については今後も学校に具体的な例を示し指導を行ってまいります。今後いじめが起きたときは、事実をできるだけつかみ、子どもの心情に寄り添い丁寧に対応することを徹底してまいります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） ありがとうございます。

この四つの項目を指示をされたということで、これは分かりました。その中で関係生徒の心の対応、子どもの心情に寄り添いという部分なんですけど、そこで専門家、スクールソーシャルワーカーの活用を、そこに状況によっては早いうちに子どもと、それから幾らこちらが説明しても心情的に保護者がそこを酌み取れない場合なんかはスクールソーシャルワーカー、子どもと学校と保護者の

トライアングルでしっかり取り組むというのが前提ですから、そこを少し活用するというのをしっかり入れていただいて、常に連携を取っていただいていると思うので、今回はその活用がなかったことが私はとても残念に思えたので、スクールソーシャルワーカーをどの部分で入れるかという部分もしっかり入れていただけたらと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員から御意見をいただきました。おっしゃるとおり、スクールソーシャルワーカー等の外部機関の協力や連携はとても大切だと思います。ソーシャルワーカーに限らず、例えばカウンセラーですとか、また関連機関等を、おっしゃるように、早期から連携して対応していけるように今後周知徹底してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 今スクールカウンセラーというお言葉がありましたけれど、スクールソーシャルワーカーの方に、もう大分前ですけど詳しいお話を伺ったときに、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの中身が全く違うと。御自身の研修も全く違ってますし、資格も当然違うので、スクールカウンセラーはいかに子どもを学校に戻すかというのが最終目的のようでありまして、スクールソーシャルワーカーは学校に戻すというよりは、その子にとって一番いい方向はその段階で何なのかという、なので、最終段階の目的が少し違ってきますし役目も違ってくるので、どちらを選ぶかというのは学校の先生の判断かもしれませんが、そこは別だという御認識をしっかり持っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、スクールカウンセラーは心理的アプローチの専門家で、スクールソーシャルワーカーは環境へのアプローチという専門家でございますので、その辺を学校のほうでも適切に、関連を間違えないようにというあたりでその辺の認識を今後も周知徹底してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 例えば、明らかに深刻な内容のいじめと、簡単な、いじめかもしれない、どうなのかなという程度の部分であったとして、これから1台端末でどんどんこちらの間口を広げていけば相談が増えてきたりします。そういったときに総社市のスクールソーシャルワーカーの対応限界といえますか、どの程度の、例えば3人、4人、5人、そういう問題が、課題ができたときに対応できる程度のスクールソーシャルワーカーの状況というのはどのようになっているんでしょうか。要するに人数とかですね。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えいたします。

スクールソーシャルワーカーにおきましては、年々ニーズが高まっておりまして、それに伴いこれは年間を通して何時間配置というふうな形に配置をしております。これは需要に応じて時数の増加をお願いをしております、ここまで増加をしております。現在のところだと、今のところの配置時数で対応はできますが、今後様々な面で活用していく場面が増えることも想定されますので、状況を見ながら増加して、各学校での充実した活用ができるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

なければ、私が、失礼いたします。

先日の議会におきまして陳情が提出されて趣旨採択という結果になりました。そのことを受けて、先ほどおっしゃった四つのことを中心に今後取り組むということなんですが、まず今回個人が特定されていますけれど、陳情を出されるに至ったことをどのようにお考えでしょうか。どのように受け止められていらっしゃるでしょうか。それを教えていただきたいと思います。

教育長。

○教育長（久山延司君） 陳情に至ったことをどのように捉えているかということでございますが、私としてはというか、教育委員会としては誠に残念と捉えています。これ正直なところです。しかもこれ昨年の9月5日に起こった事例がこれだけ長引いているということも残念に思います。これは学校だけでなく、我々教育委員会の力不足ということもあると思いますが、先ほど4点課長が申しましたが、それに加えてですね、昨日も校長会がありました。7月の校長会も議会の後でしたから、そこでもこの話はしまして、先ほどの4点を話をしたということですが、昨日の校長会でもそれを繰り返し話をするとともに、申出があった場合、またそういう件が発覚した場合、これは子どもからの申出、当事者から申出があった場合も、それからほかの子から知らされた場合も、保護者から申出があった場合も含めてですけど、まず当事者とその保護者からしっかり話を聞く、しっかりまず傾聴するということが十分できていたのか、これは学校もですが、教育委員会も含めて、それが初期対応で、本当にその部分がこの事案について不十分だったかどうかというのは分からないですけど、もっとそこをしっかりと最初の時点でじっくり話ができたんじゃないかというふうには思います。これは十分な話し合いが一番初期の段階でされてなかったことがこれまで長引いた一つの原因になっているんじゃないかなというふうに思います。初期対応をもっと深刻に捉えて、学校も我々も最初の時点で行動すべきなのかということは反省点としてあります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 承知をいたしました。前回の議会において出された陳情のことに関する以外にも複数当然いじめというものは出てくるかと思えます。それがいじめと認定されるかどうか、認定されないものも含めてトラブルというのは大変多くあろうかと思えます。そういったト

ラブル、またはいじめと認定されたものの認識した後に、先ほど来事実の確認を客観的にきちんとするであったり、当事者にしっかり寄り添ったり、または丁寧な説明をするということなんですが、このことの最終的なゴールというのは、要は何をもって解決というところを想定されていらっしゃるかを教えていただきたいと思います。いじめ全般についてですよ、いじめ、トラブル、全般についてです。

教育長。

○教育長（久山延司君） いじめのゴールは何かということですが、これはそれに関わった子ども、加害者、被害者全てにおいて充実した学校生活が送れることというのがゴールだと思いますが、もう一つは、本件はもちろんですが、当事者の納得、この件に対しての納得、これがなかなかされないということが今に至っている原因であります。謝罪をした、してない、手紙を書いたことが謝罪になっているという、子どもの気持ちをストレートに書いた手紙を渡した、それについて学校、教育委員会はこれは謝罪ですよと言って、当事者はこういうものは謝罪ではないということで納得できてないということで、子どもの生活という部分と、それから保護者、子どもが納得してかどうかというのは別の問題ですが、そのところがここまで長引いている一つの原因となりますから、その分は平行線を今たどっている状況であります。これは我々としては粘り強く話をしていくしかないかなというふうに思っています。可能であれば、子ども同士話をさせるというのが一番いいと思いますが、それがなかなか困難な状況ですので、粘り強く保護者に話をしていくしかないと思っています。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 結局というか、謝罪なんですけど、謝罪が受け入れられるかどうかはもうそれは被害の側の心情次第だというふうに思います。それがまた加害とされる側からの謝罪だけでなく、当然対応を誤ってしまった教員の側にも謝罪の必要はあるのだろうというふうに思います。教職員の方々も当然人間ですし、日々繁忙な職務に追われていると思います。なので、子どもなりが訴えたときに、あまりの繁忙さがゆえについついないがしろにしてしまうことだってあるかなと思います。そのことは、そのタイミング、その瞬間にもし立ち会っていれば、それは仕方がないよねって言えるような状況かもしれないんです。でも、子どもからすれば、必死になってやっと訴えたと思うんです。それを、事情は客観的に見れば分かるとはいえ、そのときの返し方がまずかったせいでもう先生の言うことを信じられなくなるといったようなこともあると思うんです。そうしたときには、教員の側も子どもに対してであったり、保護者に対してでもあると思いますが、謝罪というものは大切だと思います。謝罪は、先ほどおっしゃいませんですけど、決してゴールではなく、謝罪を受け入れられたらそこが初めてスタートなので、その認識を持っていただきたい。

だから、私もです、間違えることはよくあります。そんなこと言わなければいいのに言うこともよくあります。自分が間違えたと思ったら心からの謝罪をする。その謝罪というのが心を込めて申し訳なかったということを伝えるということになりますが、それを受け入れられたら初め

て次のステップなのかなというふうに思います。

なので、丁寧な説明とか状況把握ももちろん大切ですが、誤ったことがあるのであれば、立場はどのような立場であれ誤ったことを認める、謝罪するということはとても大切なことであろうというふうに思いますが、そこについてのお考えをお聞かせいただきたい。

教育長。

○教育長（久山延司君） 教員の対応が誤っていた、または至らなかった、そのときそのときにですね。これについては、当然おっしゃるとおり、教員が子どもに、教員が保護者に謝罪をする、それは当たり前のことだと思います。教員だから間違っていないということはないわけですからね。

本件につきましても、これ明らかにここでこれを言うべきじゃないとか、そういうことに関しては保護者に対して謝罪はしております。これは全て当該保護者の納得がいく状況になったかどうかということは十分確認できてない部分はありますが、謝罪はしているという状況であります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） すみません、先ほど言い忘れたことが1件。

今回の問題、ある意味小学校から引きずっていった部分があったと、少しあのときにあったような気がします。結局中1ギャップが解消されていないままいくというケースもあるかと思うと、小学校から中学校に行く段階で何か課題というか、そういうものが感じられる場合は引継の段階でこういう問題がありますよという連携はあるのかどうなのかということが1点と、それから学校の先生がどこまで子どもの変化を感じるかという段階においては、今委員長もおっしゃいましたように、学校の先生も人間ですから、先生自体が心を病んでいたら子どものSOSを察知できない。1台端末で自分から言える子はまだ解決の見込みがありますけど、言えないまま結局手紙を書いて命を落とすという場合、誰かがそこをキャッチしなければいけないけど、先生方に余裕がないと見過ごしてしまうというものもあるので、そういう先生方も元気になるような、先生方の心のカウンセラーみたいなものが定期的に必要なのではないかなというふうに思うんですが、職員の場合は簡単なクイズじゃなくて、ありましたよね、私が提案して言ってたんで、自分の心が今病んでいるかどうかというのをチェックする……。

（「ストレスチェック」と呼ぶ者あり）

○委員（頓宮美津子君）（続） うん、そう。ああいうのも学校の先生方にあるのかなと思うんですけど、時々こういう自分が元気かどうかを確かめるような、そういう学校の先生自体をサポートするような、そういった仕組みもちょっとお考えいただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） 教育長。

○教育長（久山延司君） 小学校から中学校への引継ということが1点、それから教職員の心のケアということが1点だったと思います。

本件の場合は、小学校からのつながりといいますか、これがはっきりそれが原因かどうかということは分からない部分もありますが、小学校での人間関係とか、そういうことは引継はあります。問題、人間関係に欠落があったとか、そういう部分については引継をできるだけ詳細にするようにしているという状況であります。

それから、教員の心の問題ですが、これはストレスチェックというものが県の福利課がしているものがあります。それから、カウンセラーにかかることも可能ということにしております。ただ、そこまで至らないけれども本当に余裕がないとか、そういう場合もあります。そこをしっかりと学校の中でそういう心の問題が相談できる、そういう体制をつくるようにということは、そういう事例も含めて校長会で紹介をしている状況であります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

では、私が。

どうしてもさきの議会で陳情が出されて、その後趣旨採択されたので、そのことにどうしても注視してしまいがちですが、これあくまでいじめ全般の話として、トラブル全般の話として考えています。

基本的には、いじめられる側って少数なんですよ、構図として。どうしてもいじめる側が多数になってしまうんです。そうすると、同じように聴取をすると、いじめた側の意見のほうを多く聞くようになります。そうすると、同じように聞いてしまうとどうしても多数意見が反映されがちになってしまうんですが、そういったところへの配慮というのは当然なされていращやいますよね。

教育長。

○教育長（久山延司君） おっしゃるとおり、多数対少数ということでもあるんですが、あくまでその数ではなくて事実に基づいてということで、先ほど4点の中にできるだけ事実を早くつかむ、把握するということがあったと思いますが、そのためです。客観的に事実に基づいて話をしていくということは大事だと思います。それは当事者だけでなく、必要に応じて、またケースに応じてですが、周囲の子ども、それから場合によってはスマホのやり取り等も含めて、客観的な事実をいろんな方法でいろんな角度から把握することが大切で、それに基づいて指導をしていくということは大切だと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） あと、今度はかなり状況として改善が見込めなかった、なされなかった、それはどんなに努力してもそういうこともあると思うんです。そうしたときにパターンとして、結局被害を被った側が転校せざるを得ないというパターンは多かろうと思います。または、登校ができなくなった。加害をした側がいつまでもその学校に居続ける。この状況をどうにか打開といいますか、変えていくというような取組は何かお考えがございませんでしょうか。

教育長。

○教育長（久山延司君） 委員長おっしゃられるように、これは一般論ですけど、ニュースとかいろいろな報道をされている中でそういう問題があります。そういうふうにならないように、それが先ほど申し上げた取組の積み重ねだと思います。しっかり寄り添うということ、それから客観的な事実に基づいてそれぞれに指導していくということ、それからある程度まとまってから保護者に伝えるのではなくて、随時保護者に伝えながら、伝えると同時に子どもさんの自宅での様子も把握する、そういうことも大切だと思います。それを積み重ねることによって被害者になった子どもを守ることになるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） ありがとうございます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 53 分

再開 午後 2 時 55 分

○委員長（溝手宣良君） 休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでありますので、この際、私より申し上げます。

本件についてさらに調査を行う必要がある場合は、委員間で自由討議を行う場を持ちたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、それではこれをもって質疑を終結いたします。

本件については、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、報告事項(2)、中学校・義務教育学校後期課程情緒障がい通級指導教室について当局の報告を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） それでは、報告いたします。

中学校・義務教育学校後期課程情緒障がい通級指導教室について御報告いたします。

17ページの資料5を御覧ください。

令和7年度から中学校及び義務教育学校教育課程における情緒障がい通級指導が開始できるように、現在準備を進めております。これは、総社市において中学校の情緒障がい通級指導のニーズが高まってきたことや、岡山県全体で中高生の通級指導の推進に向けた取組が進められてきたこと等を考慮し、総社市でも昨年度から県の特例支援教育課と連携を図りながら準備を進めてきたところであり、中学校における通級指導が実現することにより、総社市としても多様な学びの充実を図ることができると考えております。

なお、通級指導教室の設置となりますと、指導者として県費職員が恐らく1名配置されることになります。よって、設置の有無が明確になるのは、令和7年2月末から3月上旬になります。

教育委員会といたしましては、体制づくりや人材育成を行い、設置が認められるよう取り組んでいるところでございます。

17ページの項目を少し読み上げます。

令和7年度から中・義務教育学校後期課程において情緒障がい通級指導を開始する予定である。

通常学級に在籍する生徒の実態や特性に応じ、発達障がい等による困難さを克服、改善するための指導（自立活動）を行う。

対象は、通常学級での学習におおむね参加できるが、一部特別の指導を必要とし、教育支援委員会で情緒障がい通級指導教室での指導が適切であると判断された生徒とする。

生徒が自校で通級指導を受けることができるよう、指導者が各校を巡回して指導する予定である。

原則生徒1人に対し週1回50分の指導とする。週当たりの通級回数については、学校、生徒本人、保護者、指導者で相談の上、決定する。

教科等の授業を一部自立活動に替えて指導を行うが、例えば美術や技術等、週当たりの時数が少ない教科等の授業から置き換えないよう配慮する。

療育との併用はできない。

このあたりの周知をしております。

また、その下、令和7年度開始に向けた準備としまして現在しているところです。

読み上げます。

中学校教諭1名が通級指導担当候補者として県の通級による指導パワーアップ事業における研修を受ける。具体的な研修は、そちらに示してあるとおりです。

小学校通級指導教室での指導を市内中学校教員に公開する。

特別支援教育コーディネーター研修会、通級指導教室説明会等で学校教育課、特別支援教育推進センターから通級指導に関する説明を行う。

保護者や児童生徒に対し、各校及び特別支援教育推進センターで教育相談を行うというあたりを準備を進めております。

令和6年7月現在、各校から提出された教育支援委員会候補者名簿によると、新1年生を含めまして、総社東中学校で10名、総社西中学校で8名、総社中学校で5名、昭和五つ星学園義務教育学校後期課程ではゼロ名の計23名の通級希望者がおります。今後9月上旬を締切りに各校から改めて正式な候補者名簿が提出されるため、希望者の数は減る可能性もあります。しかしながら、教育支援委員会では、自閉症・情緒障がい特別支援学級希望者に対し通級判定が出ることもあるため、人数は不確定です。

また続きまして、現在総社市では、幼児の通級指導と小学校の言語障がい通級指導、小学生の情

緒障がい通級指導を行っており、総社小学校内にある総社市特別支援教育推進センターきらりを拠点にしております。この「きらり」について御報告いたします。

18ページからのきらり要覧を御覧ください。

まず、19ページです。

項目1です。

平成28年以前には、総社市内小学校において言語通級指導は行っておりました。これに新たにセンター機能を有した「きらり」を平成28年度に開設し、平成29年度から情緒障がい通級を開設いたしました。そして、現在に至っております。

項目2の特別支援教育推進センターの概要について御覧ください。

(1)です。センターとしての役割は大きく三つあり、一つ目が相談事業、二つ目が通級指導、三つ目が研修事業です。

また、(2)にありますビジョンに基づき、特別支援教育の推進拠点としての役割を果たすべく取り組んでおります。

本年度5月1日時点での通級者数は、次の20ページ、項目4のとおりです。幼児通級が23名、小学生言語通級が32名、小学生情緒通級78名となっております。

なお、幼児通級は、年度途中からも通級することが可能であるため、例年年度末はこの数より増加しております。小学生の言語通級も、通級的教育相談児として年度途中からの通級も可能となっております。

また、きらりの職員について、次のページを御覧ください。21ページです。

センター長は、学校教育課の指導主事、副センター長は小学校教諭です。今年度は、幼児通級担当が4名、2名は幼稚園教諭で、2名は非常勤講師です。非常勤講師は週に3日ずつ勤務をしております。所属は総社幼稚園です。また、小学生の情緒通級担当者は5名、言語通級担当者が2名で、教諭または常勤講師となっております。副センター長も含め、所属は総社小学校です。また、その他相談員2名、カウンセラー1名の計16名で運営をしております。

中学校の通級指導におきましても、これまでの幼・小の通級指導のノウハウをいかし、幼・小通級指導担当者と指導内容や指導方法について連携を図りながら進めていきたいと考えています。

以上、御報告いたします。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ちょっとお伺いいたします。

生徒1人に対して週1回50分の指導で、教科等の授業で支障のないところで置き換えを行うというふうに書いてますが、この50分を週1回するとして、授業時間を抜けてその子たちがここで要は指導を仰ぐわけなんですけど、これに対して例えば学力が追いついていかないとか、勉強に追いつい

ていかないとかという支障はありませんか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 仁熊委員の御質問にお答えいたします。

週に1回1時間、どうしても教科の時間を抜くことになりますので、その時間の授業は受けていないという形になります。もちろん学校のほうでそれも考慮してサポートして対応は個別にしているんですが、全て100%を補えるかどうかと言われますと、難しい面があるかもしれません。

通級指導教室を希望するに当たりまして、保護者のほうにそのことも説明しながら、その生徒にとって本当に必要なものはどちらかというあたりを保護者の方と話をしながら、通級指導教室を受けるのが望ましいとか、それか教科をするのが望ましいのかを話し合いながら進めてまいりたいと思ってます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） ありがとうございます。保護者も、それから生徒本人もストレスを感じる時間だとは思いますが。その間に授業に後れるようなことがあってはいけないと思います。今の答弁にありましたように、しっかりとその子たちを見守っていけるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 中学校のほうなんですけれども、各中学校ということで、物理的な問題として教室って確保できてますか。ちゃんと大丈夫なん。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 萱野委員の御質問にお答えします。

各学校でも中学校は今のところ4校で指導するための教室、教室というか、部屋は確保はできております。

以上です。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 例えば総社東中学校だったら10名、総社西中学校だったら8名、週に1回1教科、別の教室に移るといふときに、新1年生の人数になるんですか、学年で分かれて。

要するに、10人が全員同じ学年だったら各クラスによって授業、時間割が違ふので、それぞれ1人が抜けたり、その教室に行ったりという、そうすると、何でこの時間だけあっちに行くのとかという、そういう辺の配慮といふか、そういうのはどういふやり方なんだろう、全然見えないの

で。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の御質問にお答えいたします。

現在、小学校でも取り出しによる通級指導教室を行っております。中学生も小学校のときにそういうものを体験している者もたくさんおりますので、基本的には個別にその生徒に合った課題に応じた指導といいますか、を受けているということは、ただ学校のほうでも生徒に伝えていく必要はあるとは思ってはおります。特に多様な、様々な学びの中で課題があつて、そういう子ども、生徒もクラスの中にいるということは伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 分かりました。

じゃあ、本来小学校の形が中学校に移行しているというふうに捉えて。本来だったら保護者が特別支援学校に行くことも選べるけれど、皆さんではない。そこに行く段階ではなくて、スムーズに中学校生活を進めるためにそういう選択肢が増えたというふうに考えていいんでしょうか、保護者の立場で言うと。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおりで、これまでは中学校で通級指導教室は総社市でありませんでした。つまり課題があつたりするお子さんは、通常学級に在籍するか、もしくは特別支援学級に在籍するかしかなかったんですが、その段階として通常学級のほうで学びながら、その子の課題に応じた通級による指導を週1時間するという形で、通常学級の中にいながら課題のある部分を1対1で指導を受けて克服していくという、そういう選択肢が増えたというふうにこちらは承知しております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） それと、情緒障がいというふうについてますので、あくまでも情緒障がいの。本来LDとか学習障がいまで至らないけれど、なかなか理解が乏しいという不安定な、学習が理解できない人たちはそこには入らない。あくまでも情緒障がいといったことですね。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の再度の御質問にお答えします。

基本的に対象というのは、通常の学級で学習におおむね参加はできるが、一部で特別な指導を必要とする者と。特別な指導というのは、診断はついていてもいなくてもいいんですが、おっしゃるように、自閉症のような傾向ですとか、情緒障がい、また学習障がいも一つのその中の視点としては入っておりますが、あとは注意欠陥多動性障がいというようなものによって特別な指導を必要とするという対象となっております。

○委員長（溝手宣良君） 頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 分かりました。

そうすると、小学校のときには保護者として、特にこの子は特別な指導があると思われていなかったけれども、なかなか学校の勉強がついていけないなど、だんだん高学年に、5年生、6年生に小学校のときになっていく段階で何かついていけないなど保護者が不安になった場合、今回こういう制度があったらぜひそちらにという、障がいの診断がついていなくても希望すれば入れるという判断でよろしいですか。また、そういう説明を保護者にしていくということでもよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 頓宮委員の御質問にお答えします。

学習についていけないというよりも、学習障がい、LDとしての障がいがあるような方には支援はしていますが、学習についていけないというところはありません。

また、教育支援委員会で判定をしまして、通級指導が適当と出たお子さんを対象にしておりますので、ベースとしては教育支援委員会でまず候補者として挙げて、そこで判定を受けてという形になります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 私は、中学校の通級指導教室が始まるということで非常にいいことだと思うんですが、今希望されている人数、この方々は教育支援委員会でもう指導が適切であるとはまだ判断はされていないということでの認識でよろしいのかということと、この23名の方は皆さん今どこか放課後等デイサービスの療育にかかられていますか。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 山名委員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げた希望者は、教育支援委員会に候補者としての希望をしているという数ですので、まだ候補者ということで、まだ教育支援委員会で決定はしておりません。教育支援委員会に通級希望をするという希望の子の人数でございます。

また、その児童生徒ですが、現在例えば情緒障がい学級に入級していて、例えば中学校から通級と通常学級での学びにしていきたいですとか、現在通級を受けていて、中学校に入っても通級をしていきたいというふうに、現在そういう指導を受けている方もいれば、療育に通っている方もいると思います。

また、通常学級の中で特別な支援を要するという、発達検査等によって特別な支援が必要だというふうに判定を受けて、それを基に今回通級希望を出しているというお子さんもおります。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君）　ということは、今希望されてるのは小学校6年生、だからこれから中学校に上がるという方の希望を取っている。現在の中1、中2の方の希望と、中3はもう卒業しますから、そうなると中1、中2、この認識でよろしいんですかね。

言う、と、小学校6年生でどれぐらいの人数がいて、中1、中2でどれぐらいの人数がいるか、で、この小学校6年生の子は今はもう通級に通われてるので、これは多分療育との併用はもう既に不可ってなってますので、この子たちは通ってないということです。

ただ、現在いる中1、中2の子は、何らかの療育を通われていると思うんですね。ここのところの把握はされているかということです。

○委員長（溝手宣良君）　学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君）　山名委員の御質問にお答えします。

おっしゃるように、来年度の新1年生、今で言う小学校6年生と、現在の中学校1年生、2年生に当たる数です。具体的な数を申し上げますと、来年度の新1年生で希望をしている数が16名、現在の中学校で既に在籍している中学校1年生、2年生で合わせて新2年生が3名、新3年生が4名おります。

ただ、御指摘のとおり、今の中学校2年生、3年生で療育に通っているおうちもあると思いますので、その辺は学校、保護者と話を進めて、どちら側が生徒に必要なのか、どちらが適しているかというあたりもしっかりとお伝えした上で話を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（溝手宣良君）　山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君）　これ端的に言いますと、今放課後等デイサービスに通ってて今度通級に通うことになると療育は終わってしまう。併用はできないので終わってしまうということになると、ここは療育とは、言ったらもう終結してしまう、終わってしまう、卒業するようなこととなります。となると、今通われている事業所、放課後等デイサービスのほうはそれに向かってやっていかなきゃいけなかったというのが出てくると思うんです。それは途中で終わらせるように卒業させてしまうんで、それは通級で中学校のほうで通うんだから、もうこの放課後等デイサービスはじゃあ卒業しましょうねというふうに行くのか、っていうのをやらないと、それこそ併用ができないので、途中から変わるというふうに、乗換えというようにはなるんでしょうけども、その子にとっては今まで行ってた放課後等デイサービスがなくなって通級に変わってしまう、その変化というのが出てくると思います。事業所のほうもそれは終結に向かってやらなきゃいけない。

さらに言うと、今これ令和7年2月から3月末のあたりで設置されるというのがありました。じゃあ、そうなると、だからこれは今度令和7年度のほうでの事業所からの観点からすると人を入れなければならないので、それが空くということは。ということは、この時期というのはもう多分いっぱいになってくると思うんですよね。実は空きが出ましたというふうにしていきなり入るものでもない。もちろん待ちというのものもあるんですけども、そこは放課後等デイサービスとの、今行って

いる7人の中でちゃんと通われているか、そこの終結をどうするか、事業所との話し合い、相談支援員とのそこは切れますってなったときのメリット、デメリットというのが出てきます。そのところも保護者の方、生徒とちゃんと話し合いを、事業所、相談支援員、しっかりとその話をしていていただきたいということです。

さらに言うと、この放課後等デイサービスはこども夢づくり課が担当をされていると思いますので、そこは教育委員会と同じ中ですので、その連携をしっかりとっていただきたいということがあります。

○委員長（溝手宣良君） 学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 御意見ありがとうございます。

現在も療育との連絡会がありまして、そちらに学校教育課の職員も参加をして、そこで令和7年度から中学校で通級を開始する方向で進めているということは伝えております。

ただ、また療育の児童や生徒にも保護者と話し合いをして放課後等もしてもらうようにお願いをしておりますので、おっしゃるとおり、しっかりと連携を取って終結するのかどうするのかというあたりで、こちらでもまた保護者のほうにももちろん説明をして丁寧に対応してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時30分

○委員長（溝手宣良君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（村山 俊君） 先ほど御質問のあった件について御報告させていただきます。

まず、子ども110番の数ですが、今市内で680件程度の登録があります。これは各学校でどこの家が子ども110番になっているかというのを把握はしております。

ただ、御指摘のとおり、学校によって規模もあるんですが、かなりの登録の数に差があります。募集方法としては、ホームページ上で募集をしたりですとか、またPTAで呼びかけて参加するところもあるんですが、新規に改めて積極的に募集を呼びかけていないという学校の実態もあります。少ないところに関しましては、今後学校のほうから積極的に働きかけることで登下校で子どもたちが安全に、何かあったら助けを求められる環境というのはつくっていきたいと思いますので、積極的に呼びかけるよう学校のほうにも周知してまいりたいと思っております。

以上です。

(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) もう一点。

学校教育課長。

○学校教育課長(村山 俊君) もう一件、萱野委員から御質問いただきました見守りボランティアへの補助の件でございますが、生涯学習課のほうにも確認をいたしますと、特に見守りボランティアに関して何か予算計上しているというものはございません。ただ、生涯学習課のほうで学校支援ボランティアという形で申請等や必要なものがあれば購入して、それを学校に渡すというようなもので予算計上はしておりますので、地域でそういうふうに活動をされているところも一応学校の見守りということで支援ボランティアの対象というふうになっております。学校を通して何らかの形で要望していただければできるかとは思いますが、学校がそれを認識していない可能性もありますので、学校のほうにも広く伝えて、そういうような地域の方へのサポートができるように伝えてまいりたいと思っています。

以上です。

○委員長(溝手宣良君) 今報告を受けましたが、その辺で……。

(「ありがとうございました。結構です」と呼ぶ者あり)

○委員長(溝手宣良君) いいですか。

それでは次に、報告事項(3)、令和8年度からの中央保育所の運営等について当局の報告を願います。

こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長(大西隆之君) 報告事項(3)、令和8年度からの中央保育所の運営等につきまして御説明いたしたいと思います。

資料の22ページ、資料番号6を御覧ください。

まず、1、趣旨でございます。

令和8年3月末で指定管理の期間満了となります総社市立中央保育所の令和8年4月1日からの運営等につきまして、公私連携型保育所の制度を活用しまして公設民営保育所から民設民営へ移管する方針としているところでございます。

次に、2、中央保育所の現状でございます。

現在中央保育所は、公設民営として運営しておりますが、土地につきましては敷地面積4,415.07㎡、建物は平成16年1月建築でございまして、延べ床面積1,026.79㎡でございます。

令和6年4月1日現在での定員は120名となっております、児童数133名、職員数が28名となっているところでございます。

また、中央保育所の指定管理に係る委託料につきましては、令和6年度予算額で1億7,900万円の計上となっているところでございます。

続きまして、3、運営方法でございます。

(1) 公私連携型保育所の概要でございますけれども、平成27年4月に児童福祉法が改正されて創設された制度でございます。公私連携保育法人として指定しようとする法人と市が協定を締結しまして、運営等に対して市が一定の関与を行うものでございます。市は、土地や建物などの公有設備を無償または廉価で貸付けや譲渡などができる制度となっております。

次に、(2) 公私連携型保育所制度の導入による効果でございます。

民設民営の認可保育所でありながら市と法人が協定を締結して運営を行う公私連携型の保育所となることで保育の質が確保でき、安定した保育所運営を行うことができます。

また、公設民営から民設民営となりますので、国・県からの補助により財源が確保されまして、市の財源負担が軽減されるなどの効果が見込めることとなります。

(3) 協定の期間ですが、令和8年4月1日から令和28年3月31日までの20年間で予定しているところでございます。

また、協定期間の更新につきましては、市が協定に基づく保育の提供などが適切に行われていると確認した上で、市と法人が協議し更新できるものとしておるところでございます。

23ページを御覧ください。

4、選定方法・応募資格（案）でございます。

まず、(1) 選定方法でございますが、選定委員会を設置しまして、書類及びプレゼンテーション審査とするプロポーザル方式により事業者の決定を行う予定としております。

また、(2) 応募資格としましては、市内に事業所本部を有し、3年以上の保育施設の運営実績のある保育施設運営事業者であること、こういった内容の幾つか応募資格を示す予定としているところでございます。

次に、5、財産の条件（案）でございます。

公私連携型保育所へ移管するに当たりまして、公有財産の条件ですけれども、まず土地につきましては無償での貸与、建物につきましては有償での譲渡を予定しているところでございます。

また、備品等でございますが、市が保有するものにつきましては、無償での譲渡を予定しているところでございます。

次に、6、今後の主なスケジュール（案）でございます。

今年度の10月には、選定委員会を設置しまして事業者の公募を行う予定としておるところでございます。11月には、令和7年度の保育所入所の申込みが始まりますが、入所の案内に中央保育所は令和8年度からの民営化により運営事業者が変更となる可能性があるといった旨の一部を追記しまして事前の周知を図る予定としておるところでございます。

令和7年1月にはプロポーザルの実施、2月には事業候補者の決定、3月には定例市議会への関係議案の提出も予定しているところでございます。

その後、運営事業者が変更となる場合には、新旧事業者で運営引継ぎを実施した上で、令和8年

4月からの運営開始に向けまして事務等を円滑に進めていきますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 財産の条件（案）ですけれども、土地は貸しますよと、建物は譲渡、あとこれは備品等も譲渡、これは不動産価値、価格、それぞれのものの価値というのはお幾らだったんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 萱野委員の御質問にお答えしたいと思います。

評価額等、そういったものを含めました金額的な内容につきましては、建物を有償での譲渡と検討しておるところでございます。そういった観点から、そういった今後の公募等の内容にも関わる可能性もございます。という関係から、金額等につきましては非公表とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 非公表ということで、そうなんだと思いながら、それは結構です。

選定方法・応募資格で、応募はあるんでしょうか、ないんでしょうか。ないというか、何でもそうじゃないですか、やる側としてはメリット、利益が出ないと、ボランティアでやるわけじゃないんですから、メリットがないとやらないわけで、これはやる側としてメリットがあるんでしょうか。

あるというか、これをすること、それは総社市としては民間に、今公私連携型にしたほうがいいよと、それがメリットになるから総社市はやるんですけど、しようとする、請ける側としてのメリットがなければ、これ誰も言ってこないとは思わないけれども、そういうふうなところというのはどういうところを総社市は思ってますか。

やってもらう側としてこういったところはメリットあるよとか、今の建物の話もそうですよね、有償譲渡って。何ぼか分かんないけど、格安で譲ってもらえばラッキーだなって思うし、備品等も無償譲渡で、どれだけ価値があるのか分かんないというところで、そういったことを含めてやってもらう側としてのメリットというのはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

こちらとしましてのメリットは先ほどの効果として説明させていただいたんですけれども、事業所側、請ける側としましてのメリットといいますか、まずは指定管理よりもこの公私連携型にして

助かるというような形につきましては、財産の譲渡であったり貸与であったり、そういったものも含まれると思うんですけども、今後も市のほうと公私連携、そういった連携をしていながら、保護者にしろ、保育の質を継続していくというところにつきましても重点的にやっていきたいと考えております。

また、施設の修繕等、改修等が行われる場合に、そういったものも控除の対象となり得る想定をしております、それにつきましても事業所としてもある程度の有益な内容であると考えております。

以上でございます。

（「取りあえず分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

仁熊委員。

○委員（仁熊 進君） これそもそも前にも契約というか、運営の中にも協定期間の延長があったと思うんですけども、今回これが出てきたということは、今運営されてる社会福祉法人総社福祉会でしたすかね、が今度はこの協定の延長に値しないということでよろしいですか。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 仁熊委員の御質問にお答えしたいと思います。

このたび指定管理から公私連携に移管するということにつきまして、法人の事務は事業者側のそういった内容につきましては今現在良好に指定管理のほうは行わさせていただいているところでございます。こちらにつきまして、今後公私連携型の民設民営にするに当たりまして、引き続きまたそういった総社福祉会のほうから応募があれば、そちらのほうは市としましても受入れをさせていただきまして、厳選なる審査等をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 運営方法の中に市が運営等に対して一定の関与をとありますが、どの程度の関与なのでしょう。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 頓宮委員の御質問にお答えしたいと思います。

そちらの市の一定の関与につきましては、児童に対しまして教育方針や教育指導につきましては事業者が主体となってくるとは思いますけれども、保育所の運営や環境の整備、こういったものにつきましては市と事業者とが協定を締結しまして、安定した保育の質が確保できますよう市が関わっていきたくて考えておるところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 中央保育所の今回の件なんですけども、何か業者みたいなことを聞いてちょっと申し訳ないなと、質問みたいになっちゃうんですけども、ただ今これから協定を結んでいく上で、まずでもこれ定員数がこれから変わっていくのかというところ、あとは子どもさんもそうですし、保護者の皆さんも一番気になるところが、運営ががらっと替わったら保育士さんはがらっと替わってしまうというところもあって、その方たちを一定期間でも同じように雇うことができるのか。これというのも決まった業者とのやり取りとかになると思うんですけども、そういったことを条件として加えるのかどうか、すみません、業者みたいな聞き方、これはどうか、これはどうかみたいになるんですけど、そこのところというのをある程度考えがあるのであれば、お聞かせください。

○委員長（溝手宣良君） こども夢づくり課長。

○こども夢づくり課長（大西隆之君） 山名副委員長の御質問にお答えしたいと思います。

まず、定員につきましてですが、今現在120名の定員という形となっております、こちらの定員につきましても令和8年度からの中央保育所の運営や体制、こういったものを事業者と協議していく中で今後の未就学年代人口や待機児童数、こういったものを見据えながら検討していきたいと考えておるところでございます。

また、今現在職員が28名おりまして、こちらの事業者が変更となった場合の対応等につきましてですが、雇用している事業者側の対応とは一応考えているところではございますけれども、事業者が変更となった場合の危惧する案件の一つとは市のほうとしましても認識しているところでございます。

市としましても、保育士確保の施策に重点的に取り組んでおりますので、人材を希望される保育施設等ありましたら、こういった方々にも御紹介するなどの支援施策、こういったものも検討していかないといけないかなとは考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後3時55分

○委員長（溝手宣良君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、報告事項の(1)、病院施設整備補助事業について（長野病院、薬師寺慈恵病院）についてに移ります。

当局の報告をお願いします。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 報告事項(1)、病院施設整備補助事業について御報告いたします。

ページは13ページ、資料の4になります。

まず、長野病院の市が求める医療機能の実施状況、こちらにつきまして前回3月まで御説明しておりますので、主に4月以降の状態について御説明をさせていただきたいと思います。

(1) 2次救急医療機能について、救急搬送の受入れ分といたしましては、表の中段、太字で表示していますが、4月が25件、5月が22件、6月が18件、3箇月間で65件の受入れとなっております。

また、資料には記載しておりませんが、7月の状況が分かりましたので併せて申し上げますと、7月は34件の受入れとなっております。

移転開業後、8月から7月ということでございますが、1年間で285件、月平均としましては23.7件の受入れ実績ということでございます。

その下の救急搬送の内訳、日中、夜間の受入れは、記載のとおりでございます。

また、応需率につきまして、資料の訂正を1箇所お願いしたいんですが、資料では6月を76%と記載しておりますが、正しくは72%の誤りでございます。お手数でございますが、訂正のほうをよろしくをお願いします。

次に、診療時間外の患者、ウオークイン患者の受入れの状況でございますが、こちらは3箇月で44件を受け入れておりまして、救急搬送と合わせますと3箇月間で109件の受入れを行っているという状況でございます。

その下の4月から6月の救急搬送患者の主な疾患、患者の状態、入院数については記載のとおりでございます。

次のページに移りまして、(2)回復期リハビリテーション機能でございますが、まず地域包括ケア病床の利用状況ですが、新規の入院患者数は、4月が21人、5月が9人、6月が12人で、3箇月間で42人を受入れされております。

その下の退院患者数、主な疾患、転院元医療機関、平均入院日数は記載のとおりでありまして、在宅復帰率につきましては、前回御説明いたしました1月から3月の3箇月間は64%でしたが、今回は4月から6月の3箇月で79%ということで高くなっているところでございます。

次に、心大血管リハビリテーション（心臓リハビリ）実施の状況でございますが、入院患者や外来患者に対しまして記載している人数、こちらは延べ人数になりますが、今回括弧書きで実人数も併せて表示のほうをしております。その実人数で申し上げますと、入院患者に対する心臓リハビリは、4月が18人、5月が18人、6月が15人でございました。外来患者は、4月が14人、5月が14人、6月が19人という状況でございます。

次に、(3)地域連携室機能ですが、地域連携室の実利用者数、こちらは地域連携室での相談や電

話相談、そういった相談を行った人数ということでございますが、3箇月間で515人となっております。

また、表の一番下、転院などの受入れに伴う医療機関との調整数は、4月が74件、5月が99件、6月が89件で、3箇月間で262件でありまして、前回御説明いたしました1月から3月の228件より少し増加しているという状況でございます。

次のページに移りまして、(4)の緩和ケア機能でございますが、外来患者に対する苦痛を和らげる投薬治療等ということでございまして、こちらは3箇月間で35人、入院患者は、こちら月末人数になりますが、こちらは3箇月間で21人に実施したという状況でございます。

(5)の健診センター機能ですが、表の項目といたしましては、4月から6月の3箇月の状況と3箇月間の合計数、またその右に移転開業後の11箇月の受診者数の合計数を記載しておりまして、見ていただきたいのが表の中のオレンジ色で着色している部分になります。

まず、国保特定健診の状況ですが、現状15人が受診されております。

また、後期高齢者健診ですが、こちらは25人が受診されております。

また、5がん検診、こちらは66人が受診されているという状況でございます。

今申し上げました受診者数、表からも分かるとおり、市の健診が6月から開始ということでございますので、実際は6月1箇月間の実績となっております。この1箇月間の受診者数と、一番右の長野病院移転開業後11箇月間の受診者数を比較していただきますと、国保特定健診では既に2割程度の受診者数となっております。また、同様に、後期高齢者健診につきましては4割強、また5がん検診も2割程度の受診者数という状況でございます。このペースで2月末までの8箇月間、受診者の受入れができればかなり大きな受診者の増加が見込まれるのではないかと期待しているところでございます。

また、着色はしていないところになりますが、表の下から3番目、人間ドックの状況としましては、こちら4月からとなりますが、3箇月間で46人の受診者ということで、前回御説明した1月から3月、こちら34人でありましたので、こちらも徐々に増加しているという状況となっております。

以上が長野病院についての御説明でございます。

次のページに移りまして、薬師寺慈恵病院の補助申請に対する病院施設整備補助事業審査委員会の実施状況について御報告させていただきます。

こちら現在までに薬師寺慈恵病院の補助申請に対する審査を2回行ったところでありまして、その概要でございますが、まず第1回目は令和6年5月14日に開催しておりまして、会議の概要といたしましては、①の事業経過において、現在に至るまでの薬師寺慈恵病院の新病院建設に伴う事業経過などを説明した後に、②で対象施設のところで補助金交付要綱の再度の説明や市内救急搬送の状況等を説明しまして、その後に薬師寺慈恵病院からの申請内容について提出された図面等をお示しし詳細に御説明いたしまして、審査委員から御意見、御質問のほうをいただいたところでござい

ます。

審査委員からの主な意見等としましては、増床となるが職員配置計画はどうなっているのかや、急性期病床の全てを補助対象にしているが、現状の病床稼働率を示していただきたいなど、主なものになりますが、記載しているような御意見、御質問をいただいたところでございます。

なお、この第1回目の審査状況につきましては、市のホームページに議事録を既に公開しているところでございます。

次に、第2回目でございます。こちらは7月23日に開催しておりますが、その概要といたしまして、まず1点目としまして、前回会議で審査委員会からいただいた御意見、御質問について申請者からの回答を御説明いたしました。

この際、審査委員からさらなる確認というのもあったところではございますが、最終的には審査の前提となる疑問点や新病院で行う医療、また災害対応、そういった申請者の考え方が把握できたという趣旨の御意見にまとまりましたので、次の②の補助対象に移りまして、申請者から提出された補助対象床面の色塗り図面や購入予定医療機器が補助金交付要綱に照らし合わせて妥当かどうかという観点で審査を行っていただきました。

その結果でございますが、③の今後の進め方にありますように、再度確認が必要とされた部分、また条件を付すべきであるとされた部分などはあったところでございますが、そういった部分も含め審査委員会の意見として今後意見書を取りまとめていくということが決まったところでございます。

次に、(2)今後のスケジュールでございますが、9月下旬をめどに薬師寺慈恵病院の申請に対する第3回目の審査委員会を開催したいと考えておりまして、案件としましては、先ほど申し上げました審査委員会意見書の取りまとめの審議を予定しているところでございます。

また、この際に長野病院の移転開業1年経過後の補助対象機能の実施状況についての審査も併せて行いたいと考えておりまして、議会からの附帯決議に基づく報告につきましては、この審査委員会などの意見も含めて御報告できればと考えているところでございます。

御報告は以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） それでは、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○委員（萱野哲也君） 長野病院のほうは、1年たって、審査委員会のほうで状況を見て話をするんだということなんですけど、もうじき1年か、率直な感想として、これら2次救急からそれぞれの項目に対してどのように今思われているか、もう9億8,000万円出していい数字出てるねって、よくやってるよと思っているのか、もうちょっと頑張してほしいなと思っているのか、ちょっと簡単にというか、もう率直な意見を、いいよ、丸、ペケなのか、ペケというのはいけないけど、どう思っているのかをまずお尋ねいたします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 萱野委員の御質問でございます。

1年間の評価といったことになってくると思いますが、2次救急につきましては、市としましては月に30件程度というのが一つの目安と考えております。そういった意味では、もう少し受入れのほうをお願いしたいなと思っているところでございます。

また回復期のリハビリにつきましては、こちら対象としては10床という中でやりくりをしながら新規入院患者数とかを確認しますと平均入院日数31日というところで回しているという状態でございますので、一定の評価はできると考えているところでございます。

また、緩和ケアにつきましても、痛みを取るということでございますので、全体で11箇月間で外来であれば116人、入院であれば54人の方にそういった処置をされたということで、こちらも一定の成果があったものと考えております。

また、健診につきましてはですが、こちらは以前も申し上げたように、なかなか1年間で成果がすぐ現れるものではないと思っております。そういった中でも少しずつ伸ばしているというところが見受けられるので、こちらは期待しているところでございます。

これはあくまでも私の個人的な感想というところでございますので、今後審査委員会に1年間の状況を確認いただく中で、専門家の意見というものも聞いてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

村木委員。

○委員（村木理英君） ちょっと表の見方を教えてほしいんですけど、長野病院で外来患者実利用者数という表示があるんですけども、外来患者というのは全体の外来患者ということですか。

それから、実利用者数というのは心臓リハビリの患者さんということですか。まず、そこから。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問にお答えします。

心臓リハビリのところかと思いますが、こちらは心臓リハビリ実施状況ということでございますので、心臓リハビリに来られた方の数といったところでの数字でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） そしたら、外来患者というのは心臓関係の外来患者が95人ということでしょうか、見方として。そこを教えてください。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 委員のおっしゃるとおり、心臓関係の患者さん、外来患者さんでございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） となったら、1日平均3人か4人ぐらいなんですけど、そうすると午前、午後の外来で1日午前1人、あるいは午後1人とか、午前2人、午後1人とか、ぐらいのペースの患者数じゃないかなと、心臓関係ですよ、と思うんですけども、そういう把握でいいですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問ございますが、数字を見る限りそういった状況と捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 心臓関係に関してそのぐらいの外来数となると、全体的な外来数というのは分かりますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 全体の外来数でございますが、こちらは100人から120人の間ぐらいの数でございます。

（「全体で」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 再度確認です。全体ですよ、心臓ではなく全体での外来患者数ということよろしいですか。

（「長野病院の外来患者」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 長野病院全体のですよ。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 今答弁したとおり、100人から120人の間ぐらいが外来の患者数、1日の患者数でございます。

（「1日の」と呼ぶ者あり）

○健康医療課長（白神 洋君）（続） 1日でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 外来の数が1日120人と考えていいんですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問でございますが、1日が100人から120人程度でございます。

以上でございます。

（「よう分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 長野病院の外来の患者数は大体100人から120、1日、外来があると。分かりました。

次に、薬師寺慈恵病院の救急病床の話なんですけども、44床とここに書いてあります。これ救急の受入れというのは、これMR I って要るんじゃないかってなってるんですけども、そうなってくると、I C UとかC C Uはあるんですか、ないんですか。どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問でございますが、薬師寺慈恵病院にI C Uがあるかどうかといったことかと思いますが、こちらについて薬師寺慈恵病院に確認いたしますと、I C Uに近い形のそういった処置室ですか、そういったものは用意できるわけでございますが、I C Uというのは3次救急機関とか、そういったところに設けるものであって、I C Uという名前自体はつけられないような形なんだということは聞いてるところでございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 3次救急じゃないとI C Uはつけられない。普通、病院でI C Uありますけども、心臓系の病院とか救急病院でI C Uはありますけど。普通救急病院であれば、いわゆるI C Uでまず3日なり1週間なりで様子を見て一般病棟に移行するというのが普通の流れだと思います。その辺どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の再度の御質問でございますが、今聞いているというか、申請図面にあるものとしましては、観察室という部屋を設けられて、そこで容体を診ると、急変を診るということを聞いているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これは救急病院というのであれば、それはI C Uをつけるかつけないか、C C Uをつけるかつけないかというのは大きい要素だと思いますよね。もう一回確認いただきたいと思います。

それで、結局救急で44床というふうになると、かなりスタッフが要ると思うんですよ、24時間体制ですから。スタッフが何人ぐらいで回そうとしているのかというのはまだデータ出てないんですか。どうですか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） スタッフの数というところでございますが、こちらは医師ということでございますかね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○健康医療課長（白神 洋君）（続） 医師であれば、現在6人のところを11人に増やすように聞いてはおります。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） 私の耳に入ってくるのは、薬師寺慈恵病院は診てくれないというんですね。入院してもドクターが全然診てくれないと、看護師が全部対応するというんです。

そういう環境の中で、救急で搬送されるというふうになると、結局薬師寺慈恵病院へ入っても帰ってこれないというんですね、これ。そういうふうにうわさが流れてるんですよ。だから、かなり手厚いというか、人員の確保をされてないと救急病院という意味がなくなると思うんですけども、そこを確認したいんです。そこをきちんと確認していただきたいと思うわけです。

救急病棟と一般病棟とのさび分けがあって、救急で44床取るんだったら一般病棟が何床あるのか。かなり一般病床が減るもんですね、これは。実際ドクターが11人の体制で回るのかなと思うんですね。24時間体制でこれがあるでしょう。その辺どうでしょうか。何か計画がありますか。計算がありますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 村木委員の御質問でございますが、そういった点につきましては薬師寺慈恵病院のほうと再確認のほうもしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 村木委員。

○委員（村木理英君） これきちんと病院側と話をつけてください。補助金を出すのであれば、これ補助金じゃなくて寄附金のような気がするんですけども、それは今日は言いませんけども、きちんと話の担保を取っとかないと、全然支離滅裂になってもいけませんので、そこはよろしく願いします。

終わります。

○委員長（溝手宣良君） 答弁は。

○委員（村木理英君）（続） いいです。

○委員長（溝手宣良君） では、他に質疑はございませんか。

山名副委員長。

○副委員長（山名正晃君） 今報告の中にもありました、議会が附帯決議をつけておりますので、それを次回の委員会のほうでも見ていただくというところで、年に1度の報告はそれになるのかなというふうに思ってます。

その附帯決議の中の、市と当該医療機関は市が希望する医療機能を継続できるようお互いに状況報告や情報交換を定期的に実施し、年に1度議会へ報告を求めるというのがあります。この附帯決議の中にもあります市が希望した報告、これができると、あったのができなくなったどうするの、それできなくなる前に何とかするべきじゃないかという話もあったと思います。だから、2次救急ができませんとか、医師が足りません、看護師が足りません、そういう状況が起きないように、ちゃんとそれが継続できるように市はしっかりと見ていただくという部分をお願いしたいということで、この附帯決議がつきました。

です。今こういう数字とかでもあるんですが、病院の状況、中の状況、こういうところが、応需率がどうしても2次救急が67%、54%、72%と100%までは行っていない。それはいろいろあると思います。ですが、それがもしかしたら医師の何かの状況があるかもしれない。受け入れる側の病院の何かの理由があるかもしれないと、いろいろあります。といったそういうところもしっかり意見を病院側から聞きながら、どういうところに今困っているのかとかあると思うんです。病院側が困っているような、働き方改革によってこういうことがあってなかなかできないこともあるんだというのもあると思うんです。そういったところをしっかりと聞き出した上でこの審査委員会にかけてどうか、ある程度どういう点数をつけるのか、それは丸かバツかみたいなことはないと思うんですけれども、どういう評価になるか分かんないです。そういったところをちゃんと議論をしていただきたい。それがこの附帯決議の意味だと思っておりますので、そのところをしっかりと審査委員会にかけていただきたいというお願いというか、その考えはどうですかということです。

以上、お願いします。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 山名委員の御質問でございます。

実際長野病院のほうに大体1箇月で月に1回ぐらい参りまして、看護師長とか、医事課長とか、ソーシャルワーカーとか、様々なスタッフと御意見のほうを現状でも聞いているところでございます。また、院長先生にも伺って全体的な話というのでも聞いているところでございますので、そういった観点も含めて審査委員会の1年の御報告、御意見というところをいただきたいと私どもも思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

頓宮委員。

○委員（頓宮美津子君） 以前長野病院の院長先生に思いとか、伺ったときに、これからがんよりも心臓なんだという話をされていたと思うんですね。これから救っていきなさいいけないのは、がんは直る病気で、これから心筋梗塞とか心臓で命を失うという人を救いたいという。その思いにしては、そもそも心臓の専門の病院は総社市にはないので、この先生の思いからいうと、月14人というのは108人外来が来る中で14人が心臓の関係というのは、まだまだ心臓リハビリのアピールとか、それが弱いんじゃないかなって気はするんですけど、そこに院長先生は命をかけるようなすごい勢いでおっしゃっていた割にはなかなか市民にも理解されていないのか、その辺どういう、また先生に直接お聞きしたいぐらいですけど、その辺どういった認識をされていますか。

もっと多くてもいいんじゃないかって、総社市が心臓疾患が少ないのか、それか心臓関係でほかの倉敷中央病院とか川崎医科大学附属病院に搬送された中に心臓疾患がまだやっぱりそちらに流れているのか、その辺の状況がお分かりになりますか。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頼宮委員の御質問でございますが、状況というところの細かいところというのは把握してないところでございますが、高齢者が増えているということになると心臓の疾患、こちらが多くなってくると思われます。そういった中で長野病院が心臓の、院長先生が非常に心臓に特化したような形のことをされたいというところでございますので、もっと伸ばしてという期待のほうは持っているところでございます。

まだ1年間という初年度ということでございますので、しっかりと周知をしていく等、対策のほうもまたお聞きしたいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（溝手宣良君） 頼宮委員。

○委員（頼宮美津子君） というか、反対に足守とか総社市に近いところで心臓関係で長野病院に来たというようなケースなんかは、それはカウントできないんですかね。例えば岡山市のもいっばいで、何か心臓の専門が総社市にあるよという形でこちらに流れ込んでくるということはまだないんですね。

○委員長（溝手宣良君） 健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 頼宮委員の再度の御質問でございますが、実際心臓に強いという形のことをアピールのほうはされてるところでございますので、実際そういった市外の方、そういった方も来られている実績があるというのは聞いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 他に質疑はございませんか。

では、私より。

2次救急のことでお尋ねしたいんですが、応需率のパーセンテージが出ていたり、単純に受入れ数が出ているんですが、何か毎回聞くような気もするんですが、これでよいですか。この病院施設整備補助金に関して一番ウエートが大きい部分が2次救急機能についての3億円だったと思うんですが、3億円かけてこれでよいですか。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長の御質問でございますが、いいかどうかというのは、先ほど私申し上げたとおりのところでございまして、評価というものはこの数というところで、専門家の先生の御意見を今後聞いてみたいかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） すみません、私最近耳が遠くなったのかどうか分かりませんが、聞き取りづらいんですが、先ほど来ずっと。もう一度御答弁お願いします。本当に私聞こえてないんです、すみません。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長の再度の御質問でございますが、市といたしましては

一月に30件というのを一つの目安と考えているところでございまして、1年間の月平均で申しますと23.7件ということでございますので、30件に到達していないといったところなので、さらに30件に向けて頑張っていたきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） 30件。承知しました。一月に30件にしてもらいたいと思っているといったところで、じゃあすみません、私さっきから聞こえてなかったんで重複するかもしれませんが、薬師寺慈恵病院はじゃあそんなに頑張らなくていいんですね。30件受ければいいんですね。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長の再度の御質問でございます。

病院ごとで病院の特色というものがございまして。また、病床も持っている病床の一般病床であるか、療養病床であるか、急性期に使えるか、そういったことで受入れの数というものは病院ごとで異なってくるものと理解しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） もともと森下病院が建て替えるときに救急をやめるというような話もあったと思うんですが、それじゃ困るということで1億円を補助して救急を維持していただくということになって、後に今度は長野病院が随分昔には救急体制ありましたけれど、もうずっと療養型になっていたのにわざわざ救急を求めて、それ30件でいいということをもっともっと病院施設整備補助金の説明をするときにしてほしかったなど。30件でよかったんですねと。じゃあ、森下病院ももうこれから30件で別に問題ないし、薬師寺慈恵病院も30件で問題ないです。そうしないとバランス的に申し訳ないような気がするんですけど、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 溝手委員長の再度の御質問でございます。

30件と申し上げましたが、こちらは一つの市の目安でございます。30件を超えてもっとやっていただければそれは一番よいことでございますが、まずは一つの目標として定めているのが30件といったところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君） なので、3病院で90件いけば、取りあえず市の求めているものは十分であると。あとは市外に行っていただいて全然構わないということでよろしいですね。

健康医療課長。

○健康医療課長（白神 洋君） 再度の御質問でございますが、先ほども申し上げたとおり、病院ごとで特色は違うところでございます。健診が強い、またリハビリが強い、2次救急が強い、各病院で特色は異なっておりますので、30件ずつの90件でいいということは考えていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（溝手宣良君）　そもそも救急体制というのは県南西部医療圏域で考えるものであって、総社市単独でという話ではそもそもはないはずです。なのに、その中で総社市でとどめていこうということでした割に30件でオーケー、オーケーじゃないんでしょうけれど、30件が目標とか、最低ラインなんか、そのあたりの目安なんだろうけれど、これで市民の理解が得られるとは思えないので、次回報告に挙がってくる数字と評価というものを楽しみに待ちたいと思います。

他に質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（溝手宣良君）　ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受けたということにいたします。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会　午後4時29分